

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第二日

平成二十二年九月十四日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤 墳 理 君
二	番	吉 野 誠 君
三	番	木 村 千 秋 君
四	番	栗 田 利 朗 君
五	番	広 瀬 文 典 君
六	番	奥 村 耕 作 君
七	番	
八	番	末 政 京 子 君
九	番	岩 崎 秋 夫 君
十	番	丹 羽 豊 次 君
十一	番	小 林 敏 美 君
十二	番	広 瀬 康 君
十三	番	衣 斐 弘 修 君

欠席議員

なし

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君
副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君
企画調整課長	早 野 博 文 君

三 職務のため出席した事務局職員

職務	税 務 課 長	興 慈 善 君
	健 康 福 祉 課 長	中 村 繁 範 君
	住 民 課 長	桐 山 浩 治 君
	建 設 課 主 幹 兼	竹 中 敏 明 君
	管 理 係 長	三 浦 高 雄 君
	産 業 課 長	中 島 健 司 君
	上 下 水 道 課 長	古 山 則 雄 君
	会 計 管 理 者 兼	吉 田 守 男 君
	会 計 課 長	渡 辺 眞 悟 君
	消 防 主 任 長	乾 賀 清 隆 君
	教 育 課 長	多 賀 清 隆 君
	学 校 教 育 課 長	
	生 涯 学 習 課 長	
	事 務 局 長	高 木 一 幸
	書 記	久 保 田 陽 一
	書 記	藤 塚 怜 奈

四 議事日程

平成二十二年第六回垂井町議会定例会第二日議事日程

開議 平成二十二年九月十四日（火）

午前九時

日程第一 一般質問

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより本日の会議を開きます。（午前九時一分）

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、十一番小林敏美君、十二番広瀬康君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 一般質問

議長（衣斐弘修君） 日程第一、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターということで、緊張いたしております。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

ことは記録的な猛暑で、統計開始後、異常なほど気温が高かったことが気象庁のまとめでわかりました。このような異常気象の中で、七月十七日から八月三十日まで熱中症がきっかけと見られる死者が、全国で少なくとも四百九十六人に上ることが時事通信社の取材でわかりました。このような猛暑が毎年続くとなる

と、自然も人間の体も対応できなくなる事態が起こることが想像され、あらゆる角度からの熱中症対策の強化が必要と感じます。また、これからの私たちの暮らしと命を町政がいかに守っていくべきかを考える必要があると思います。

そこで、今回の質問は、人間の最も大事な健康にかかわる問題を取り上げさせていただきます。

第一は、熱中症対策と学校の運動場へのスプリンクラー設置についてお伺いをいたします。

先般、私は、ある少年野球の指導員をされている方から、学校の運動場にスプリンクラーを設置していただけないか、熱中症対策にもなるし、これだけ暑い中で練習しているので、ぜひともお願いしたい。また、運動場の近隣の方々にとっては砂ぼこりが多いため、近所の家では窓もあけられず、閉め切って生活されているし、洗濯物も干せないなどとお聞きいたしました。その方は、暑い中で野球の練習をしている子供たちのために、いつもスプリンクラーの役目を持つものを持参して、練習する前に運動場に水をまき、少しでも子供たちが熱中症にかからないようにと、心配りの対応をされていることをお聞きいたしました。

そこで、私は早速、八月三十一日に大垣市教育委員会の課長さんに迅速に手配していただき、安井小学校、小野小学校、西中学校の三種類のスプリンクラー、それぞれ地上式、地中式の埋め込み式型、腰かけ型スプリンクラー、ガンタイプなど、三校のスプリンクラー設置の現場を視察させていただきました。

私が初めてスプリンクラーを目にして感じたことは、ガンタイプなどの大型散水は、瞬く間に運動場に散水されるその威力にま

ず驚きました。取り扱いは、簡単なボタンを押すだけの操作で、大垣市では早くから全部の小・中学校にスプリンクラーが設置されており、プールの水を利用しているとの説明も聞きました。

三校を視察して、地中式の埋め込み式型は、故障が多く、メンテナンスがかかるため、個人的には腰かけ型スプリンクラーが適当と感じました。

今夏のような猛暑に対して、少しでも子供たちが元気にスポーツに励める環境を願わずにはおれません。今後の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

また、消防庁によれば、熱中症による救急搬送件数は、七月、八月で四万五千九百四十九人と発表されております。岐阜県では、八月だけで四百五十九人、当町では、七月二十一日から九月三日までに二十人の救急搬送とお聞きいたしましたところでございます。

こうした現状を考えると、熱中症対策は、すべての方々に影響するものであり、特に高齢者や子供たちの命にかかわる重大な問題として、今後に向け本腰を入れた対策が必要と感じます。

そこで、以下二点についてお伺いします。

一つには、当町では今夏、熱中症対策として何か取り組みをされたのでしょうか。また、今後どのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせください。

二つに、子供たちへの熱中症対策としての運動場へのスプリンクラー設置に対するお考えをお聞かせください。

第二点目に、AED（自動体外式除細動器）の活用についてお伺いいたします。

皆様既に御存じのように、AEDは心臓突然死を防止する手軽

な救命機器として、当町でも各小学校を初め、公共施設などに進が行われております。

さて先日、会合の席で、ある自治会長さんから、府中地内ではどこにAEDが設置されているのですかとこの質問の聲が上がりました。住民にとってAEDがどこに設置されているか、あまり知られていないようでございます。だれがいつAEDを使用する事態に直面するかもしれない、そんなときに、どこに置かれているのかわからないようでは宝の持ちぐされになると思います。そこで、もつと多くの住民の方々に知っていただく情報通知の推進が必要と感じます。当町のホームページには、垂井町内の地図が出てきます。この地図情報システムの中に、AEDの設置場所一覧を掲載されてはどうかと提案をいたします。現在の府中地内における設置場所は、おおむね北の方面に固まっており、南の方には設置されていない状況もわかりました。このように垂井町全体にわかるように情報公開すれば、近くで必要なときに住民の方々が利用できるのではないのでしょうか。

この地図情報、今後いろいろと使い勝手が広がるのではないかと期待しております。町の施設や商店街について、さまざまな情報をマップに反映したり、また、消火器などの位置については、みずから歩いて確認する必要は当然ありますが、この地図情報システムのマップに表記しておけば、どこに設置してあるのかもわかるので、有効的ではないでしょうか。広報たるいなどへの掲載も必要ですが、いつでも閲覧できるホームページを活用して、多くの住民の皆様情報公開ができるような対応ができないものではないでしょうか。また、AEDを使用するとき、資格は必要あ

りませんが、いざというときに適切に使用できるよう、体験できる機会を少しでもふやすことが急務であります。

そこで以下、三点についてお伺いします。

一つには、町内のAEDの設置状況と、今後の公共施設への拡充についてお聞かせください。

二つに、いつでも閲覧できる垂井のホームページを活用し、地図情報システムの中に、情報公開としてAEDの設置場所一覧の掲載についてお聞かせください。

三つに、町民への救命講習会の啓発、また児童・生徒を対象にした講習会の開催についてお聞かせください。

第三点目に、子宮頸がんのワクチンと、小児用肺炎球菌ワクチンについてお伺いします。

女性であれば、だれでもかかる可能性のある子宮頸がん、日本では一日に約十人が亡くなっております。女性にとっても恐ろしいがんの一種です。しかし、子宮頸がんの原因となるウイルスが明らかになり、日本でもワクチン接種が受けられるようになりました。HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、予防できる唯一のガンと言われております。年間約一万五千人が新たに罹患し、約三千五百人が亡くなっていると推計されておりますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっております。結婚前、妊娠前の罹患は、女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれております。

厚生労働省が二〇一一年度政府予算で、経済成長や国民生活の安定などのために設けられる一兆円超えの特別枠に要求する事業

案が八月十六日、明らかになりました。それによれば、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約百五十億円を盛り込む方針であります。子宮頸がんは、予防ワクチンを接種することとして、予防検診とワクチンを併用すれば、ほぼ一〇〇%予防できると言われ、きちんと予防検診などを受ければ、数多くのとうとい命が救われます。十代前半のワクチン接種で予防が期待できるとされ、費用は四万円から五万円で、厚労省は、国、都道府県、市町村で負担し合って助成する仕組みに沿って、対象者は今後詰めるとしております。

その体制を整備することは、政治の責務であり、一人でも多くの女性の命を守るため、より積極的な推進の取り組みを進めなければなりません。また、同ワクチンの効果があるのは、子宮頸がんの原因の約七割を占めるウイルスに対してのみであり、それ以外による発症を防ぐには、定期的な検診が欠かせません。

子宮頸がんは他のがんと違い、検診でがんになる前の状態を発見できるため、定期的に受診すれば約八〇%の早期発見が可能とも言われています。しかし、日本では検診受診率が極めて低く、受診率の向上にも努める必要があります。

救えるはずの命が救えない、こうした状況を打破する公的予防に取り組む必要性の推進を痛感します。今年度につきましては、町長の英断で、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポンの継続を初め、公的助成がなされ、多くの皆様から好評をいただき、高く評価させていただきますが、我が町のさらなるがん対策への取り組みに対し、以下三点についてお伺いします。

一つには、現在、当町では子宮頸がん、乳がんなどに公的助成

がされておりませんが、この事業の取り組みの成果と来年度の乳がん、子宮頸がん検診の継続実施への取り組みについてお聞かせください。

二つには、新たな政府予算に対しての今後の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

三つには、がん対策基本計画では、二〇一一年度までに国が目指すがん検診の受診率五〇％以上という目標に対して、我が町の受診率アップに向けた今後の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

続いて、小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお伺いします。

細菌性髄膜炎を防ぐワクチンとして、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンがあります。原因菌は約六割がヒブで、続いて肺炎球菌が約二割を占めております。ヒブに関しては、既に本年四月から公費助成がスタートされており、大きな喜びが広がっております。

しかし、一方では肺炎球菌の助成を要望する声もあります。同ワクチンは、その名のとおり、肺炎の原因になる細菌ですが、乳児では肺炎だけでなく、髄膜炎、急性中耳炎、菌血症など、重症な細菌感染の原因になります。先進諸国では、ヒブと小児用肺炎球菌ワクチンは子供の肺炎球菌感染症予防だけでなく、間接的な効果として、高齢者の肺炎球菌感染症予防に効果的なことがわかっております。一回接種当たり九千円で、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が四回から一回と異なりますが、いずれにせよ自己負担は高額となっております。

そこで、大切な命を守るための小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成についての御所見をお聞かせください。

以上、三点について質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長乾豊君。

〔学校教育課長乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾豊君） 八番議員の第一点目の熱中症対策と学校の運動場にスプリングラーの設置ということについてのお答えをさせていただきます。

まず一点目でございます。熱中症対策として何か取り組みをしたか、また、今後の取り組みは考えておるかということでございますけれども、まず小・中学校におけますことしの夏の熱中症対策につきましては、各小・中学校にその対策を確認いたしました。大きく四点の対策を講じているところでございます。

まず一点目は、屋外の活動時におけます対策でございます。具体的な取り組みといたしましては、学校によっては多少の違いがございますけれども、主なものといたしましては、屋外に出る際には必ず帽子をかぶる。それから、九月十五、九月十八、十九日に行われます小・中学校の運動会がございますが、暑い中、子供たちは毎日運動会の練習を行っておりますけれども、その練習を行う際には、テントを張って、適宜に休憩をとらせております。また、グラウンドには水をまいて、砂ぼこりの飛散防止など、そういった取り組みをしておるところでございます。

二点目には、水分補給に係る対策でございます。具体的な取り組みといたしましては、運動会の練習中には水筒

の持参を許可しております。そういったことで水分の補給の対策をしております。

三点目には、保健室におけます対策でございます。

具体的には、スポーツドリンクとか、塩水を常備いたしまして、万一体調が悪くなった児童・生徒がいた場合につきましては、保健室は常にエアコンを入れまして、速やかに対応できるように心がけているところでございます。

四点目といたしましては、日常生活における対策ということで指導しております。

具体的には、早寝早起きなどの基本的な生活習慣に係ります指導、あるいは朝食は必ず食べて登校するように働きかけをしております。日常的な健康管理について、繰り返し指導しているところでございますけれども、そのほかに、発汗性によって失った水分とか塩分を小まめにとるとか、あるいは睡眠を十分とるといったような指導も繰り返ししております。

いずれにいたしましても、各小・中学校によって取り組みの内容や方法については違いがございますけれども、共通いたしまして、全小・中学校とも熱中症対策に取り組んでおりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、二つ目の学校のグラウンドへのスプリンクラーの設置ということでございます。

議員の御説明の中にもございましたとおり、大垣市など近隣の自治体の中には、既にスプリンクラーの整備済みの学校がございます。スプリンクラーを設置された背景といたしましては、グラウンドから発生する砂ぼこりの飛散防止などが目的であると思わ

れます。

また、スプリンクラーを設置することによって、近年の猛暑に対する暑さ対策、あるいは打ち水の効果も期待できるんじゃないかと思っております。

このスプリンクラーを設置する場合には、グラウンドの面積や、あるいは設置方法によっても異なると思いますが、およそ数百万円以上の費用がかかると聞いております。あわせて、スプリンクラーの種類、形状によっては、設置工事以外に設置後のメンテナンスの費用もかかってくるということが出てくるということでございます。

スプリンクラーの設置につきましては、当町の学校施設においても検討したいところでございます。

現時点におきましては、耐震性を満たしていない校舎等、耐震性を優先的に進めているところでございます。この事業は次年度以降も引き続き進めていく必要がございます。

限られた財源の中で、まずは児童・生徒の安全・安心な学校づくりに向けて、校舎等の耐震性の確保に優先順位を置いて取り組んでいきたいと考えております。

温暖化が進む中、熱中症対策や学校の環境整備などの面も含めまして、議員の御指摘のように、今後はスプリンクラーの導入や設置も含めて検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 八番議員の第二点目のAEDの活

用についてお答えをしたいと思います。

第二点目の一つ目でございます。AEDの設置状況と、今後の公共施設への拡充についてのお尋ねでございます。

自動体外式除細動器（AED）につきましては、現場に居合わせた住民の使用に供するため、現在、町内の三十四施設に設置をしているところでございます。

一方、AEDは御存じのとおり、薬事法に規定されております高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されておりますので、適切な管理が行われなければ、人の生命あるいは健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器でもございます。

こうしたことを踏まえまして、使用する際には、その管理不備によりまして性能を発揮できないなどの重大な事故を防止するため、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要でございます。去る課長会議におきましても、緊急の周知をしたところでございます。したがって、拡充してはとの御提言でございますが、それらの判断につきましては、急速に普及したことからますます管理の問題等も考慮に入れながら、そしてまた、設置いたします施設長等の意見も十分踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、二つ目の垂井町のホームページを活用してAEDの設置場所を掲載してはどうかというお尋ねでございます。

県域統合型GISシステムを活用した行政内部の情報の提供に垂井町も現在取り組んでおります。これは内部情報でございますので一般には公開いたしておりませんが、例えば上下水道、ある

いは道路の管（幹）網図等がそれに該当いたすものでございます。そこで、御提言のAEDの設置場所の掲載についてでございますが、地図を単純に張りつけるだけでは少々見にくい点がございまして、垂井町のホームページから県域統合型GISシステム、こちらの方の県内の高精度な地図情報提供を行っているセンターがございまして、そちらのホームページの方に、垂井町のホームページから自動的にクリックするとリンクできるようにしてまいりたいと、そのように考えております。

ただ、経費のこともございますので、多少のお時間をいただきながら職員に何とか構築させることができないかというふうに思っておりますので、多少のお時間をいただくことになるかもわかりませんが、そういうふうにご検討しておりますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 消防主任吉田守男君。

〔消防主任吉田守男君登壇〕

消防主任（吉田守男君） 八番議員の二点目の、AEDの活用についての三つ目の御質問にお答えをさせていただきます。

普通救命講習は、各事業所、各種団体を初め、消防団員、女性防火クラブ、中学生の職場体験などで実施しております。この講習は平成五年十月に始まりまして、平成十六年からは、AEDの取り扱いを含めた講習を実施しております。この講習は三時間の講習で、国の通達に基づきました講習でございます。

内容としましては、AEDの取り扱い、心肺蘇生法、止血等の応急手当が主なものでございます。

この講習を受けていただいた方には、修了証を交付することになっておりますが、二十二年九月九日現在で、七千四百三十名の方に修了証を既に交付しているところであります。

また、そのほか一時間ほどのAEDの取り扱いを含めた救急法の講習会は、各自治会、自主防災組織、各小学校、保育園、幼稚園で実施しているところでございます。

今後もし引き続き講習会を実施してまいりたいと考えております。また、児童・生徒を対象にした講習会につきましては、関係機関とよく検討しながら、今後、開催に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長中村繁範君。

〔健康福祉課長中村繁範君登壇〕

健康福祉課長（中村繁範君） 八番議員の子宮頸がんワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えをさせていただきます。

一点目の子宮頸がん・乳がん検診等におけます事業の成果と今後の継続実施への取り組みについてであります。

当町では、子宮頸がん検診を二十歳以上の女性を対象に、乳がん検診を三十歳以上の女性を対象に、いずれも自己負担金七百元の受診料で実施しております。さらに、平成二十一年度からは国の補助を受け、子宮頸がん検診は二十歳から四十歳までの五歳刻みの方を対象に、乳がん検診は四十歳から六十歳までの五歳刻みの方を対象に、クーポン券を配布し、無料で検診を実施しておりますのでございます。ちなみに二十一年度の実績

でございますが、子宮頸がんの受診は、前年度より百九十八人増加しております。乳がん検診の受診者は、前年度より二百三十人増加しておりますのでございます。本年度の受診者数も前年度並みに推移している状況でございます。

このように、平成二十一年度から実施しております無料クーポン券を配布します女性特有のがん検診推進事業により、十分とは言えませんが、一定の成果が上がっているものと考えています。

また、子宮頸がんにつきましては、本年度から町単独で十一歳以上十五歳未満の女子を対象に、子宮頸がんワクチン接種費用の一部助成を実施し、進めているところでございます。

来年度につきましても、引き続きワクチン接種と検診の受診を積極的に呼びかけ、未受診者への事後対応も十分検討しながら、がんの予防と早期発見に努めてまいります。

二点目の、新たな政府予算に対しての今後の取り組みであります。厚生労働省では平成二十三年度予算概算要求で、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン事業等に要する費用の三分の一相当を新たに助成する子宮頸がん予防対策強化事業として百五十億円要求されております。

今後、国の予算編成の動向を見きわめながら、十一歳以上十五歳未満の女子を対象に、一回当たり五千円を一人三回まで助成するという現行の制度についても十分検討してまいります。

また、市町村が実施する大腸がん検査キットの直接送付による大腸がん検診推進事業に要する費用の二分の一を新たに助成する、働く世代への大腸がん検診推進事業も新規事業として五十五億円要求されておりますのでございます。直接送付によります大腸が

ん検診につきましても、国の動向を見ながら、制度の導入を検討してまいりたいと思っております。

三点目の国が目指すがん検診受診率五〇％以上に向けた受診率アップに対する取り組みであります。がん検診受診率の算出に当たっては、対象者のとらえ方が市町村によってさまざまであり、国におきましては、がん検診事業の評価に関する委員会が平成二十年三月に報告した、今後の我が国におけるがん検診事業評価のあり方で提案された推計対象者数を用いた受診率の算出法に統一していく動きがあります。この推計対象者数とは、就業者数から農林水産業従事者数を差し引いた数、その数を、国勢調査人口から差し引くものとされる方法であります。

いずれにしましても、当町の各種がん検診の受診率はまだまだ低い状況にあります。今後も引き続き、広報の活用や個別通知などにより、がん検診の必要性を周知していくとともに、未受診者へのフォローの方法も検討する中、受診しやすい環境整備に努めてまいり所存でございます。

続きまして、小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。小児用肺炎球菌ワクチンの接種には、一万円程度の自己負担がかかります。このワクチン接種に費用助成をしている自治体が全国で十一市区町村、県内では飛騨市が本年四月から助成を実施している旨の報告があります。

当町では、本年度から予防接種応援プランとして、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチン、並びに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に対します助成を始めております。このほかの法定接種以外の予防接種には、議員御質問の小児用肺炎球菌ワクチンのほかに、水

痘ワクチン、おたふく風邪ワクチンがございます。今後、現行制度の助成状況等、他市町村の動向も見定めながら、助成制度の導入を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 八番末政京子君。

〔末政京子君登壇〕

八番（末政京子君） 先ほどは、細かい答弁をしていただきまして、大変ありがとうございました。

再質問させていただきますが、一番目の熱中症に対する件でございます。私個人的に調査させていただきまして、九市町村、スプリングラーの部分に関して調査させていただきました。そのうち五校は確かにありませんでした。神戸町は小学校が四校、そしてまた養老町が各小・中学校にそれぞれ一個ずつあるということ、海津市が三校、このスプリングラーが設置されてあるというふうなことを調べさせていただいたんですけれども、先ほど言っておられましたけれども、今後、あらゆる角度から検討していくというその思いはわかりますが、その際、やはり最初のモデルケースということで始めてはどうかというふうな思いがいたしますので、その点ももう一度お聞きしたいというふうに思います。

熱中症に関しては、学校関係の答弁だけございましたけれども、実は私、先日、ある高齢の方のお宅に行かせていただいたら、実は私は熱中症にかかっていたんだと。それで、寒いというか、かなり着込んでおったんだけれども、お友達に電話をかけて聞いたら、実はそれはあかんということで、全部戸をあけて風

通しをよくした方がいいということをお話を聞いたわけですが、やはり具体的に、高齢者に関しては命にかかわることです。細かい部分とか、あるいはまた委員会でも話が出ましたけれども、防災無線などでも呼びかけるといふことも必要じゃないかなという思いがします。そういうことに關しまして、インフルエンザに關しては、各戸に全部チラシが入りましたけれども、今回の熱中症対策は、やはり高齢者の方々にとっては命にかかわってくる情報というものを、もっと丁寧にしていくことが大事じゃないかなという思いがいたしますので、その点もあわせてお伺いいたします。

それと、AEDの關係でございますけれども、先ほども答弁がございましたが、やはり、いつ、だれが使用しなければならぬとも限りませんので、それを見通してのすべての方を対象にしたときには、視覚障がい者の方にもAEDの講習会なども実施する必要があります。必要があるんじゃないかなという思いがいたします。

また、イベントとか各種団体、スポーツ大会など開催する際にも、AEDの貸し出し事業など、そういうふうな部分もどのような見解でありますか、お聞かせいただきたいという思いがいたします。

三番目なんですけれども、第三点の子宮頸がんに関するところで、AEDですね、管理徹底とかいろんなことを話されましたけれども、実は私、ここに県民公開講座「ママとわたしと子宮頸がん予防ワクチン」ということで、兵庫県の明石市で行われた県民公開講座に参加させていただいたんですけれども、とてもわかりやすかったです。映像を使いながら医学博士の方が講演されて、

子宮頸がん予防ワクチン全額補助の経緯を明石市の市長さんが本当に熱く語られました。また、患者を代表して女性の立場からなどの講演もございました。やはり参加して感じましたことは、正しい情報・知識を得る環境をつくってあげることが本当に必要だなと。同時に、人生で何が一番怖いかというのは、無知であることと、また自分の体を知ることなんだということ、ただ行政として行くことを促すだけじゃなくして、情報発信して心を動かしてあげることの大切さを感じました。特に、明石市長の本当に命をかけた、やはりトップの命をかける、住民にかけるその思いが、かなり私には感動を与えましたけれども、このことに關しましては、先ほど答弁がございましたが、子宮頸がんワクチンの接種に關しましては、やはり十代前半が効果的ということで、ワクチンの接種費用に対して、先進市では女子中学生を対象に、半額あるいは全額助成する方針を打ち出す自治体が徐々にふえております。我が町においても、大切な命を守る危機管理に携わる町長としての今後に向けての御決意をやはり伺いたいと、このように思いでございます。

それと、もう一つには、がんというのは本当に近い将来、二人に一人ががんで亡くなるというふうな予想もされております。この厚生労働省が発表した二〇〇八年度の人口動態統計では、がん死亡者は三十四万三千人で、全死亡率の三〇%を占めるというふうにも言われておりますので、これに対して、やはりもっともつと力を入れていただきたいという思いでございますので、再度質問させていただきます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 八番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

再質問の方がかなりボリュームがあるなどという感じがいたしましたけれども、まず熱中症に関してでございますけれども、特に学校に関して言えば、先ほど答弁いたしましたように、やはり今、耐震関係を優先してやっておるといふ状況でございます。財政的にも非常に大きな割合を投入するわけで、なかなかほかのところまで十分手が回り切っていないというのが現状でございます。まず耐震を優先して生活の安全を守るといふ部分に注ぎたいといふふうに思っておりますので、その点は御理解を賜りたいと思いません。

なお、熱中症というが、子供たちの安全という部分で言えば、別にスプリングカーでなくてもグリーンカーテンでありますとか、いろんな形の、学校の中での環境を意識した中で暑さを防ぐといふようなことも体験できるような取り組みもあると思います。そういったことも踏まえながら取り組んでいくことは肝要かといふふうに思っております。

それから、熱中症全般の高齢者に対する情報発信ということでございますが、基本的になかなか町民全般に対して、熱中症の対策というものが何ができるかという、非常に難しい部分があるうかと思えます。やはりこれは情報の発信、高温注意、それから水分、ミネラル、塩分等の補給をしつかりしてくださいという働きかけしかないのではないかなあといふふうに思っております。また、救急体制につきましては当然のこと、しっかりとした対応

をしておるわけでありませうけれども、今議員がおっしゃいました、例えばひとり暮らしのお年寄りとか、ある部分、弱者の方に対しては、やはり周りで支え合う体制というものをしっかりと構築していくことにつながるのではないかなど。その部分で各地区でさえあい連絡会等が動いておりますけれども、民生委員の方を初め、地域の方との連携の中で、こういったものをしっかりと対応していく必要があるということに改めて認識しておるところでございます。

AEDの管理につきましては、寿命等があるわけでございますので、適宜しっかりと管理をしていきたいといふふうに思っておりますが、こういった命を守るといふことに対する危機管理でございますけれども、今言いましたように、やはりいろんなケース・バイ・ケース、すべてを何でもかんでも行政の出動でということではなくて、やはり住民の力もかりながらやっていく、そのために行政が何をフォローしていかなければいけないかと、そういったことをしっかりと見定めた上での対応をしていくことがまず第一かと思えます。当然、災害とかそういった部分についてはしっかりと対応しておるところでございますけれども、こういった天変地異といいますが、自然の異常気象というものについては、新しい対応でございますので、今後、やはりこういった動向をしばらく見ていく必要がある。その中で、何が行政としてできるのかということもしっかりと考えていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

ワクチン等に関しましては、応援接種プラン、ことしから始めさせていただいたところでございます。これらの動向、あるいは

国等の援助の動向等を見ながら今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

本日は、大きく分けまして三点あります。

まず一点目、国道二十一号の拡幅についてであります。

垂井町内で国道二十一号を都市計画道路として四車線化が計画されて約四十年近くなると思います。その後、拡幅は国土交通省が凍結されました。現在は計画道路はありますが、拡幅を進めるという段階ではありません。それで、垂井町及び関ヶ原町、大垣市、米原市、この四市町が国道二十一号岐阜・滋賀バイパス建設促進期成同盟というのをつくりまして、毎年、中部地方整備局、それから近畿地方整備局、首長及び担当の常任委員会の委員長が陳情に行っておりますが、話は聞いていただけるだけで、なかなか具体的な話にはなっておりません。

この国道二十一号といえますのは、拡幅されて四車線化されたのは現在一カ所ありませんが、垂井町のみで拡幅によって四車線というのが計画されております。東は垂井町の綾戸まで、大垣市からずうつと二十一号から来て四車線の工事がもう大部分進んでおります。西は垂井の日守から岐阜関ヶ原バイパスというのがありまして、これと第一工区、第二工区は完成しまして、あと第三工区であります伊吹山ドライブウェイの乗り入れから今須の辺に抜くという道が残っておりますわけですが、垂井町の約四千

メートルだけが全然進んでおらんわけであります。

この二十一号につきましては、現道を拡幅によってやるか、それともバイパスで回すかという考えはあるんですが、これはどちらの方法もできると思うんですが、中川町長と会議とかよく会う機会がありまして、そのとき町長が、よく両方を出して言われるわけがあります。やはり国道二十一号が大垣市からずうつと綾戸まで、それから関ヶ原バイパスがもう日守からできているということを考えれば、やはり拡幅によって進めるべきであるなどというふうに思います。そのことをまず垂井町の姿勢として決めていただき、今後、陳情をやっていくわけですが、前自民党政権のとき、岐阜県選出の金子さんが国土交通大臣になられたわけですね。そのときがちょうどいいチャンスであり、頼みに行くべきではなかったかなという思いがしますが、現在は政権がかわりまして民主党であります。岐阜二区にも民主党の代議士もおりますし、国会議員が全員で九名おります、岐阜県に。そういうのを有効に活用という言葉が悪いですが、お願いしましてやれば、必ず現道拡幅で進められると私は思います。

また、約四千メートルあるんですが、工事費ですが、全然私もわからないんですが、例えばメートル五百万円としましたら、二百億円のお金が垂井町に落ちるわけでありまして。これは非常な経済効果にもなると思いますし、ぜひ町長は今後、現道拡幅ということで進めていかれるべきだと思いますが、その辺の町長の思いをお伺いいたします。

大きく分けまして二番目の質問であります。

これは新しい発想によって新しい考えを提案するわけでありま

すが、垂井町奨学金制度を設けたらどうかということでありませ

す。垂井町は、子育てにつきましては他の市町村よりも先んじてい
ろいろな制度をつくり、子育てに非常に貢献されていると思いま
す。しかし、その多くは義務教育修了前であり、また、所得制限
のあるものもあります。今回提案いたしますのは、国の制度にも
ありますが、それを補う位置づけとして、向学心のある垂井町在
住の子女に対して奨学金を貸し付けてはどうかと。銀行とか労働
金庫とかで教育ローンというのがありますが、これは親に貸す
お金であり、返済は親の義務であります。奨学金といえますのは、
借りた学生が将来働くようになって返していくという制度であ
り、全然考えが違つております。

特に、例えば国立の大学にしましても、医学部でしたら物すご
い入学金、授業料というのが要るわけです。子供を医者にし
ようかなと思つたら、これは子供の試験よりも親の試験とい
ふふうに言う方もおられます。そういうふうで、ぜひ垂井町にお
いて垂井町奨学金を設立してはどうかという思いがあります。財源
としましては、一回しか使えませんが、ふれあい交流基金の二億
円もあります。

三番目の大きな質問をいたします。

入札制度についてであります。朝倉運動公園の野球場芝張り
工事が現在着手され、工事が進んでおりますが、設計金額に対
して非常に安い金額で落札されました。工事の方は工事監理をし
かりやれば十分大丈夫だとは思いますが、建設業法第十九条の三
におきまして、不当に安い請負代金の禁止という言葉がうたわれ
ております。これは、発注者が工事の元請会社に払うというの

含まれますし、元請から下請に払うというのも含まれていると思
います。そういう意味で、予定価格、設計金額、どちらでもいい
ですが、それに対する入札の最低価格を設けてはどうかという提
案をするわけです。これは、安心して工事を頼めるという
こともありませし、上限・下限が当然あるわけですが、下限を設
けるといふのは、岐阜県の入札においても行われているといふ
うに聞いております。

それと、入札の場合に、予定金額、上限を公開してはどうかと
いうことを私は常々提案してあるのでありますが、それに対する
リスクもあるということではあります。これも何回も言います
が、職員の負担も減るのではないかなと思つております。

以上三点、一番、二番は町長に、三番は副町長に答弁をお願い
します。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをさせていただきます
したいと思います。

私の方からは、二十一号の拡幅に関する問題、それから奨学金
の制度についてということで、お答えをさせていただきますと思
います。

まず、二十一号の拡幅についてでございますが、車線が大垣の
四車線から、綾戸から一気に二車線に減少されるといふ本町にお
いては、交通渋滞が慢性的に起こつておるような状況であります。
今後、東海環状西回りが大垣西インターの開設等に伴いまして、
この状況はますます拍車がかかるのではないかなということを懸

念しておるところでございますが、この四車線化につきましては、昭和四十九年に事業化され、五十四年に地元住民等の反対運動ということもあって事業が休止になっておりました。平成十二年には二十年以上進展のない事業という形の中で、事業の再評価の中で事業中止というふうになった経緯でございます。

この四車線化に対する基準という部分で、これは要望等に行つてわかつた部分もあるわけでありませうけれども、四車線化は、通行量が大体一日一万五千台以上が一つのボーダーラインであるということでございますが、垂井町の場合どうかというと、一日一万四千台ぐらいの通行量であるということ、非常にボーダーラインにあるということでございます。こちら辺がふえてくれば、当然にまた畑上にも上がってくる可能性が十分にあるわけでありませうけれども、こういつた形について、陳情・要望をまた繰り返していくということでございます。

議員がおっしゃいました二十一号岐阜・滋賀バイパス建設に關しましては、基本的には関ヶ原バイパス一、二、三工区、それから米原市の部分でのバイパス工事を中心とした期成同盟会でございます。垂井区間の中は含まれておるものではございません。したがしまして、いろんな期成同盟会があるわけでありませうけれども、国道二十一号、二十二号、南部横断ハイウェイでありますとか、国道協会、あるいは市街化道路というような中で、当然に県、あるいは中部地方整備局、国等に要望に行つて、その折ごとに二十一号の重要性、あるいは東海環状が今度大垣西インターができることによって通行量が飛躍的に伸びる、関西圏との重要なアクセス道路であるというような思いの中で陳情を重ねておると

ころでございます。

また、先ほど前金子大臣のお話がありましたけれども、このとき平成二十一年には議会の皆さんとも一緒になって要望をしたという経緯がございます。ただ、もう変わる直前というような状況の中で、なかなか実効的な形にはならなかつたんでありますけれども、垂井としての思いは出したんですが、そのときの思いはやはり、現状での拡幅とバイパス間の両方を併記のような形であつたというふうに思います。

この四車線化といいますか、この道路がもたらす思いの中で、やはり今の交通渋滞の緩和を図る、それから利便性の向上を図つていくというのが道路に求められるものだというふうに思いますけれども、それを実現化するために四車線がいいのか、バイパスがいいのかというのは非常に難しいところがあるうかと思つております。現状で、一たん事業が中止になって、これをまた再事業化するという部分においては、最初のころに岐阜国道事務所陳情に行つた折には、やはりかなりハードルが高いと、極端に言えば一〇〇%同意がないと再事業化は難しいんじゃないかというようなお話も伺つておるところでございます。そういったことを踏まえたときに、やはり何とか今、この国道の交通渋滞、あるいは安全施策の部分で改良していきたいという思いで、現在、御所野交差点の改良工事が国道、県道、町道、まさに接合する部分で進めております。これもかねてからの懸案の事業でありましたけれども、やっとここに来て動き始めることができた。平成二十三年には工事が始まり、国体開催には何とか垂井の国道上に大きな口があくという思いを期待しております。こういった形の中で、少しずつ

つではありますけれども、やはり交差点改良等をしながら現道の渋滞緩和、あるいは安全確保を図っていく、その中で、将来的に現道を拡幅していくのか、あるいはバイパスを使って北部の赤坂垂井線、岐阜関ヶ原線等に接続する中で渋滞を緩和して、さらに産業・生活の利便性を上げていくのかというこの二つの道というのは、今ここでいきなり方向性を示してどちらに進んでいくというのも非常に難しい話ではないかなというふうに思います。

さきの参議院選挙の前に、国会議員の方も、私たまたま留守をしておりますけれども、お見えになって、垂井の喫緊の課題が道路であるというようなお話をしたときに、やはりどちらかに決めた方がというお話もいただきました。ですが、これは住民の方のコンセンサスとか、いろんな条件をクリアしていかなければならぬ部分がたくさんあると思います。そこら辺をやはり丁寧に解きほぐしながら、どういう方向を示していくのかということを考えていきたい。その一方で、交差点の改良工事等を進めながら現状を少しでも改良していく。やはり、この両にらみの形になつてくるんではないかなあというふうに思っております。ぜひそこら辺を御理解いただいて、何とかうまく要望を進めていきたいというふうに思っております。

今、まさにきょう、政府・与党の代表選が真っ最中でございますけれども、先ほど国会議員を使ってというお話もございましたけれども、そのルートが前までは幹事長室一任一括という話が、今は政調に変わったという話、そこら辺もありまして、なかなかそのルートがこれからどう変わっていくか、今回の代表選にもまた大きく影響が出てくるのではないかなということも思っております。

ますけれども、ここら辺を見定めた上で、また、しっかりと国の方にも要望をしていきたいと思っております。民主党の先生方ともお話し合いをさせていただきましたけれども、どの先生も岐阜県における道路の位置、道路の重要性というものは、しっかりと認識をされておると思います。そこら辺をぜひ、我々の思いをしっかりと伝えながら実現に向けて頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

二点目の奨学金制度についてでございます。

新しい制度の提案かというふうに思いますけれども、現在の国の奨学金制度は、独立行政法人の日本学生支援機構がこの奨学金を実施しております。無利子の奨学金であるとか、有利子奨学金があつて、高等専門学校や大学、どちらでも使えるというような制度になっております。また、県におきましても、県の奨学金事業としては、私立高等学校等就学支援補助金、あるいは私立高等学校授業料軽減補助金というようなものがございます。公立高校におきましては、現政権下におきまして高校の無償化というものが進んでおりますので、これは合致しないのかなというふうに思いますけれども、こういう形であるわけでありませう。

この奨学金制度というのは、やはり趣旨として、優秀な学力と勉強する意欲がありながら、学資金が不足する困難な状況によって進学を断念せざるを得ない者に対して補助をしていくという趣旨でございますが、議員がおっしゃいましたように、個人が返していくということに私は大きな意味があると。自分が働いて返していくということによつて、やはりお金の大切さ、勤労の大切さということも、この奨学金制度を使うことによつて実感できる

いい制度ではないかなというふうに思いますが、一方で、最近、NHKのテレビ等でも放映されましたが、この未曾有の就職難の中で、大学は卒業したけれどという形で就職できているのが六割ぐらいという状況の中で、大量のこういった奨学金の返還不能事態、焦げつきが発生しているというようなことも、先般、NHKの特集で放送されたところでございます。

こういったことを考えると、先ほど議員は親とは別だと、本人の問題だということでございますけれども、やはり親もそこにかんでくる必要があると思えますし、国の日本政策金融公庫とか、あるいは民間の銀行等が教育ローン等を組んでおります。こういったものもうまく使って、子供の学ぶ場の確保をするのも大事なことでないかなというふうに思います。また、当然に親さんがない方については、若い子がローンを使うのは非常に難しいかもしれませんが、これについてもあしなが育英資金でありますとか、そういった団体もあるわけで、そういった資金を活用することも可能かと思えます。

いずれにしても、事務的な問題も含めまして、現状ではやはり、それから言い忘れましたが、垂井町におきましても生活安定資金融資制度というものがあつて、この中に学資の援助というものも考えられるというような状況になっております。そういうことを踏まえまして、当町の現状におきましては、町独自の奨学金制度というのは考えるのではなく、あらゆるような情報をお示しすることによって、いろんな制度を使う中で、ぜひお子さんが学ぶ場の確保をお手伝いするという方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思

ます。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 六番議員の三点目の質問でございます。

入札における上限・下限金額についてというお尋ねでございますが、このお尋ねの中を分析しますと、三つほどに分かれようかなというふうに思っております。一つ一つ御答弁を申し上げていきたいと思っております。

まず第一点でございます。落札金額の上限、あるいは下限を設けてはというお話なんですけれども、先ほど議員も申されましたが、上限につきましては予定価格という形で設定をされております。下限につきましては、最低制限価格という名称で、これについての決定は、予定価格の三分の二以上において設定することができます旨、垂井町契約規則には規定しているところでございますが、あらかじめ入札執行通知書でございますが、その中に最低制限価格の設定あり・なしの区別をして通知をしているところでございますが、昨今、設定ありというような通知を出した記憶は、私自身はございません。

こういった背景でございますが、町の契約方法としては指名競争入札、あるいは随意契約から御説明申し上げますが、これについては、業種別受注実績とか資本力、従業員数、完成工事に対する工事成績評定、こういった経営審査情報を搭載した指名人名簿、こういったものから業者を選定いたし、自由競争の環境で入札を執行しているところから、いわゆる業者さんの強い受注意欲を制限するといえますか、そういった最低制限価格に関しては設

定してこなかったというふうなふうだと思えますが、勢い毎回毎回赤字を覚悟の入札を執行されるというふうなことにつきましては、地域社会経済にとりまして、企業の継続性、こういったことにも影響を及ぼしてくるということで、行政、地域経済、双方にとっても好ましい状態ではないと思っております。

それから一般競争入札につきましても、今現在は地域を限定し、あるいは過去の工事実績などの制限を加える形の試行で行っております。実態がつかめないような工事業者の入札参加は、制限できているのではないかなあというふうには思っておりますが、あくまでも試行的ということ、こういった制限を設けている関係上、指名競争入札に準じて、これにつきましても最低制限価格は現在設定していないのが実態でございます。なお、相当に低い価格で入札した場合につきましては、その場で間違いでないことの確認は必ず行っているところでございます。

こういった現状ではございますが、過去に何回か低価格入札による請負契約を締結してまいりまして、今までは事なきを得ているという状態でございますが、転ばぬ先のつえでございます。御提言を機に、今後につきましては特定工事案件に対し、事前に指名委員会での意見を聴取しながら、最低制限価格の設定有無を慎重に協議していくとともに、一定水準以下の低価格入札に際しての取り組みにつきましては、低価格入札に対する審査を行い、落札判断をいたし、適正な工事請負契約が締結できますよう新たな制度を構築していく方向で検討に着手してまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと存じます。ぜひ、またその節には御指導等を賜ればなというふうにも思っております。

もちろん価格の高低にかかわらず、契約を締結した以上、設計どおりの出来形を確保するための工事監理は、今後ともに万全を期していくものでございます。

二番目の設計金額の事前公開についてでございますが、これにつきましては、近隣市町の調査で、公開しているとの情報は得ておりません。一方で、設計金額と密接の関係のある予定価格の公表につきましては、割と多くの市町で行っておられるのが実態でございますが、平成二十年三月三十一日付でございます、総務省自治行政局長及び国土交通省大臣官房建設流通政策審議官、この連名によりまして、予定価格並びに最低制限価格の事前公表の取りやめの通達がなされている、あるいは慎重にというような方向性の文書でございます。御質問の設計金額の事前公表、公開につきましては、今後ともこのままの状況を見守っていききたいということで、継続してまいりたいという考え方でおります。

大きな理由といたしましては、その通達の中にもございますが、業者さんが、こういったものを公開いたしますと、見積もり、積算努力をしなくなるという形になります。したがって、企業の資質低下につながっていくと。これがグローバル経済社会に打ち勝つような体力減退につながっていくというような状態でございます。勢い井の中のカワズ的な状態になってしまつのではないかなというふうにも思っております。それから、業者間の適正な競争原理が働かなくなるのではないかと。また、談合が助長されるのではないかと。懸念がなされております。

設計金額の事前公表をすれば、職員の負担軽減になるのではないかと。そういった御提言に関しても、しっかりと業者側で積算見

積もりが適切に行えるような設計書づくりをしていく必要が一方であるかと思っております。したがって、町においてそういった相手方におけます設計積算ができないような設計があるやなしや、再度点検を行いながら、双方ともに技術者としての関係がしっかりと構築できていければという思いでございます。いずれにいたしましても、町のインフラ整備に係ります設計書づくり、入札、請負契約、工事施工監理、竣工検査までの一連の事務事業執行には、税金の無駄遣いにならないようにしっかりとした体制で臨みたいというふうに意を強くいたしているところでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

それから、三番目の不当に低い請負代金の禁止についてということでございます。

これは、建設業法の第十九条の三に規定されております。この条文をちよつと読ませていただきますが、「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」、こういふふうに定められております。

この法令遵守ガイドラインによりますと、発注者と受注者、元請負人間について交わす請負契約と同様に、元請負人と下請負人との間での下請負契約についても、この法律に従って締結しなければならぬというふうにされているところでございます。この条項に関し、発注者、垂井町とした場合と、受注者、元請負人間について交わす請負契約については、いずれの契約方法によっても自由意思の尊重に基づく契約でございます。取引上、優越的な

立場で強引に低価格で入札をさせ、契約締結を強要したというような状態のものでもございません。よろしく御理解をいただきたいというふうに思っております。

加えて、本条は元請負人と下請負人との間での下請負契約において、元請負人が下請負人の指名権あるいは選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引を強要することを排除する目的でもございます。この低価格に関しますこういった取引につきましては、当町の工事請負約款、こちらの方に、下請負人に工事の一部を請け負わせる場合の手続が規定されております。不当な下請負契約とならないようしっかりと監理しているところでございますし、今後もそのようにしていきたいというふうに思っております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕
六番（奥村耕作君） 再質問させていただきます。

まず一番目の国道二十一号拡幅問題ですが、その前に、通告した文章の中で、私は、町長は、この問題に対する情熱が伝わってこない、と、解決する気があるのかどうかというきつい言葉を書いたんですが、僕は今回、初めの質問では言わなかったんですが、今の答弁は、まさしくこのとおりだと思っております。バイパスでもいいし、拡幅でもいいし、とりあえず交差点改良をして徐々にというあれですが、ガソリン税で道路はつくっておるわけでありますが、約五兆円弱あるわけですね。どこに使うかというのは、これは一生懸命頼んだところに来るような気がするんですね。だ

から、まず、最終的に町長にお聞きしますが、自分の手でこの道路の完成まではあれですが、この問題を解決する気があるのかどうかということをお尋ねいたします。

それから二番目の奨学金の問題ですが、いろんな制度があるのは知っておりますが、やはり本人が返済するという制度をつくって、それに対しての入学金、授業料を貸し付けてはどうかと。その後の返済の方法とかがありますが、町長は、現在就職難で、大学を出ても、専門学校を出ても、就職がないからなかなか返してくれないと言っておりますが、どのように経済は変わっていくかわかりませんし、そのようなことを言っておられるんではちょっと何かなあというふうな思いがいたします。もう一度、この垂井町奨学金制度、これは大学生、専門学校生に対して、入学金、授業料に対して制度をつくる気があるのかないのか、もう一度お尋ねします。

三番目、これは御丁寧に答弁いただいたんですが、建設業法の十九条の三も読んでいただきましたが、じゃあ、今回は約六〇%ぐらいですが、原価を割っていないのかと、原価を知っての答弁かなということをお聞きしますし、元請が下請に対して原価を割った金額で下請させていないかと、これを監督する義務があると言われましたが、そのためにはまず原価を知らないかんわね。本当にかかるお金、その辺をあなたが把握されているかどうかということをお聞きいたします。

それと、この最低落札制限価格、この下限ですが、一昨年でしたか、土木工事で非常に安い金額で落札されたのがありました。この工事は完成いたしました。その後、その会社は倒産したん

であります。すべての工事でもいいですが、工事について、完成保証人というのを垂井町はつけているのかどうか、もしつけておられないんでしたら、途中で倒産された場合はどういうふうなことになるのかということをお聞きして、質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しましたように、道路に対して何を求めるか、やはり利便性、快適性、渋滞の緩和というようなことを求めるときに、どういう方法がいいのかということをお求めになったときに、いずれどこかの時点で現道拡幅、あるいはバイパス化というものもルート決めをしていかなければならない時期が来ると思います。そのときに向けて今、意見調整をしておるような状況でありますし、それまでほかっておくのかということではなくて、現状での利便性の拡幅ということで、交差点の改良工事等に取り組んでおるといような状況でございますので、決して情熱がないというようなことではなくて、当然に、いろんな事あることに要望等、活動も一生懸命しておりますし、国会議員の先生、あるいは県議会ともお話をする中で、いろんなルートを使ってお話をさせていただいておるところでございます。

ただ、やはり今すぐにこの現道拡幅でいくのか、あるいはバイパスにするのかという結論をすぐここで出すというのは非常に難しい話ではないかなというふうに思います。そこら辺の状況をいろいろ考慮しながら、当然に、地権者、あるいは住民の方のコン

センサスも得ながらということになってきます。バイパスにするにしても、現道を拡幅するにしても、当然にそれぞれの地権者がお見えになるわけでありますので、そういった部分の動向を見きわめながら、町としての方針を示していく時期が必ず来ると思いますので、それに向けて頑張つてまいりたいというふうに思っております。

奨学金につきましては、先ほど申しましたように、本人が借りて返す、この制度はそれなりの意味があると思いますし、大事なものだというふうに思います。ただ、焦げつきの話を少し先ほどさせていただきましたけれども、住宅等においてもやはりそういった形があつて、信用保証協会でありますとか、そういった形での対応も出てくるという中で、町がこれを率先してどうしてもやらなければならない事業かどうかということも考えていかなければならないと思います。貸付制度、奨学金制度だけではなくて、要はお子さんたちがどういう状況で勉学の場合につけるかということとを支援するのが第一義として考えるべきではないかなというふうに思いますので、その部分でのいろんな情報発信は当然にしていきたいというふうに思っておりますので、現状で、町としてこの奨学金制度を新たに創設してということは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 六番議員の再質問にお答えさせていただきます。

直近で行われた朝倉野球場の工事案件につきまして、原価を割

っているのではないかと、原価は知っておるのかというようなお尋ねでございましたが、先方から当然、今回の入札におきましては、この価格が間違いであるのかなのかというようなことも含めてその場で聞いておりますが、この二番札を入れられたところも、そう大きく乖離しておるものではないと思います。したがって、その価格につきましての入札現場におきまして、一番札、二番札等の価格乖離から判断いたしました、誤記ではないことを確認しながら落札を決定させていただいたところでございますが、工事内訳書というのが提出されております。その中で、直接工事費と間接工事費、大きく分けるとそういう構成になっておるんですけれども、おおむね直接工事費プラスアルファの状態で落札されております。したがって、間接経費をいかに捻出するかということとは、直接経費の中の内訳、実際、設計書等を見ても数百万の差がございます、その数百万がいわゆる間接経費の方に回されているというのが分析した実態でございます。

それと、実勢価格をつかんでいるのかということなんですが、すべからくにおいての実勢価格は、いわゆる設計に係ります工事積算に伴います単価表、こういった工事物価帳的なものによる単価はつかんでおりますが、それは一応そういった専門業者が市場価格を調査した上での価格になっておりますが、実際の商取引上で導入される価格につきましては、把握をいたしております。

それと、履行に関する担保はどうしているのかということなんですけれども、工事保証契約というのがございまして、そういった工事保証契約を締結されたものにつきまして、その工事完成を

裏打ちできるという、いわゆる担保できているというような制度がございます。それを積極的に活用しているという状態でございますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

三回目ですので、簡潔にひとつよろしくお願いしたい。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） じゃあ、簡潔にやります。

まず、一番目だけにさせていただきます。

国会議員が参議院選挙に來られたんですが、そのとき言われていましたのは、垂井町において姿勢を決めてくれと、拡幅でやるのか、バイパスでやるのか決めてくれと。決まれば私はやるというふうに言われたんですから、そういうことですから、町長が決めよとは言いません。ですから、垂井町はパブリックコメントもありますし、例えばそういう勉強会か研究会を公募でつくってもいいですし、つくっていただいて、やはりそれを早急に進めていただきたいという方向をお願いということで、町長どうですか。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員がいみじくもおっしゃったように、私が一人で決める話では当然ないと思えます。先ほどから申しておりますように、地権者の方や関係者の方もお見えになる、そういった中でどう決めていくかということになると思うんですけれども、まだそのバイパス案につきましては、具体的な話はまだ何も出ていない状況です。

比較するものがないという状況の中で、拡幅だけを昔からあるからどうなんだということは、やはりちよつと無理があるんじゃないかなと、そこら辺をしつかり検討する中で、その方向を出していくのが私の仕事であると認識をしております。当然に、この問題については町が抱える大きな問題でありますので、一生懸命取り組んでまいりたいという思いは強く持っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十五分といたします。（午前十時二十八分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時四十五分）

引き続き一般質問を行います。一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、特色ある学校教育のあり方と題し、御提言も含めまして一般質問をさせていただきます。

本町では、長年の間、特色ある学校教育を積極的に取り組んできた経緯があります。これまで各小学校単位で、それぞれの地域の文化や特色を生かした内容が学校教育に取り入れられてきました。私の住む表佐小学校では、表佐太鼓踊りの指導を受け、十月の表佐祭り、運動会や文化祭においても披露をしております。こうした知識や経験豊富な地域の方々との交流を通じて、子供たちの豊かな人間形成に結びついてきたことはだれもが感じておられるところであります。ここで、もう一步踏み込んで、垂井町全域の小・中学校に、このような垂井町らしい取り組みはできないもの

かというふうに思っております。

現代社会は、ＩＴ化へと猛烈な勢いで突き進む中で、今後もパソコンや携帯等の情報端末は、ますます多様化していくことではないかと本や雑誌といった活字媒体は、もう過去の産物になりはしないかと憂慮しております。こうした時代背景だからこそ、子供たちに読書の大切さを感じてほしい、そのための取り組みを今行うべきだと私は思っております。

そこで、朝読書の取り組みを行ってみてはいかがでしょうか。

幼稚園や低学年においては、読み聞かせなどを通じて本に親しむ習慣を、小学校中学年以上、中学校においては、読書の習慣を身につけてもらう。各学校にある図書館の利用拡大を図る工夫と、今申しました活字離れを防ぐ必要があるのではないのでしょうか。

読み聞かせは、ＰＴＡなどの協力をいただくのも一つの方法だと考えます。また、図書館の利用拡大には、児童や生徒にとって、利用する楽しみや目標を持つよう、工夫を凝らしたコンテンツや表彰なども考えられます。朝読書の取り組みを全町挙げて各学校が競い合う形で行うことを御提案申し上げます。

垂井町で育った子供たちは、それぞれ高校や大学に進学し、学力はもとより、学ぶ姿勢が素晴らしいと言われる子供たちになるのではないのでしょうか。教育に力を入れる自治体は、住んでみたい、また、住み続けてみたいと称される自治体となることに違いありません。

今、私が申し上げたのは、ほんの一例にすぎませんが、このような全町挙げた特色ある教育をどのように思っておりますか。また今後、全町を挙げた何らかの取り組みを考えておられるので

でしょうか、渡辺教育長の所見をお伺いいたします。

議長（衣斐弘修君） 教育長渡辺眞悟君。

〔教育長渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 一 番議員の特色ある学校教育のあり方についてお答えをいたします。

特色ある学校教育というものは、各学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、日々の活動を積み上げた結果として生まれるものと考えております。

垂井町の学校教育は、人命と人権尊重の精神を基盤として、夢や志を持ち、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな児童・生徒の育成を目指しております。各学校では、どの子もかけがえない存在であることを踏まえ、また一生涯学び続けることの重要性にかんがみ、みずから学ぶ意欲と思考力、判断する力、表現する力などを重視した学習指導に力を入れております。

また、生涯学習では、各公民館において学校教育を支援するために、さまざまな子供教室の実施や、学校を支援するためのボランティア活動をしていただいております。このようなことを通して、みずから学ぶ態度や他を思いやる心を育て、地域社会に貢献する児童・生徒を育てていきたいと思っております。

議員が一例として挙げられました読書活動は、町内の全小・中学校で実施されております。それぞれ各学級ばらばらではなくて、全校一斉の読書という形で進められております。また、多くの学校では、ＰＴＡによる読み聞かせをやっていただいております。また、タルイピアセンターの図書司書さんは、本の紹介や読み聞かせをして、読書指導に力を注いでおっていただきます。中学生

に目を転じてみますと、読書活動のほか、北中学校では、相川での合唱発表、不破中学校のワクチン接種に係ったペットボトルのキャップ収集など展開されております。小学校では、先ほど例に挙げられましたように、表佐小の表佐太鼓に関する学習、垂井小の曳軸祭りでの演奏、岩手小の運動会での半兵衛踊りなど、垂井の祭りや歴史を学ぶふるさと学習に取り組んでいます。こうした各学校の特色ある取り組みを伝統として継続していくことが、大切であると考えております。

御指摘のように、一般的には競争のないところに進歩はないという言葉がございます。各学校で切磋琢磨し合うことも重要でございませう。これまで町内では、登下校の子供のあいさつのすばらしさを学校間で報告し合うなど、各校のよさを学び合うことを大切にしております。そうすることで、町内の全小・中学校が高まり、さらには児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成の一助につながると私たちは願っておりますし、考えております。

議員におかれましては、町内の児童・生徒、教職員、学校に対して、いつも温かい心配りや優しいお言葉をかけていただいております。ありがとうございます。また、地域の方々から、安全な登下校のための見回りなども行っておっていただいております。そのまなざしやお言葉が、町内の子供たちのあしたへの活力と勇氣、それから確かな自分の実行というものを生み出し、それが集まって特色ある学校、それから特色ある町となっていくと思っております。

今後、学校、家庭、地域が一体となり、その校区らしさを生

かしながら、各教科の授業はもちろんのこと、読書活動、ふるさと垂井を学ぶ活動、あいさつ活動、人権学習などを通して、笑顔に満ちた優しさと活気あふれる子供たちの育成に努めてまいりたいと思えます。また、御援助いただければありがたいと思えます。議長（衣斐弘修君） 一番藤墳理君。

〔藤墳理君登壇〕

一番（藤墳理君） 先ほど、教育長の方から各学校の取り組みについてお話をいただきました。

一点、気になった点というか、私が小学校のころ、「不破のあゆみ」というものが郷土の歴史を学ぶというところにおいて教材として使われていたかのように思っております。

現在、この「不破のあゆみ」というのは、どのようになっておるのか、また、そういったものを今後学習等に取り入れられていくおつもりはあるのかどうか、その点について一点お伺いをしたいと思えます。

もう一点は、町長の方にお伺いをしたいと思います。

先ほど、朝読書の重要性を教育長の方も含めてお話しいただきました。

これは、子供たちにとって知識を得るだけではなく、落ちついて本を読む、その行為は心を落ち着かせるとも聞いております。

また、新しい興味や関心の発掘につながるように思っております。先ほど全町挙げてと私が申し上げたのは、何も子供だけを対象にしたものではなく、大人もその対象であるように思えます。今後、タルイピアセンターにおいても夏休みの間は夏読書キャンペーンなるものを大々的にうたい、読書の町垂井として、親子読書、

そして家庭読書の機会をふやし、それがまた新たなまちづくりにつながっていくものかというふうにも思っております。当然、そのように活発になれば、今後貸し出し数もふえ、図書館の利用も拡大され、新しい流れが生まれてきようかというふうにも思っておりますので、その点、タルイピアセンターの今後の活性化について、中川町長の御所見をお伺いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 教育長渡辺眞悟君。

〔教育長渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 一番議員の再質問にお答えさせていただきます。

「不破のあゆみ」でございますが、これは先輩の皆さん方がつくってこられた大切な財産でございます。そして今も活用させていただきます。現在、改訂中でございます。来年度から新しい版で授業の中で使う予定にしております。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

タルイピアセンターでの読書の普及について、活性化ということだと思いますが、現状では私が聞いておる範囲では、タルイピアの図書館の部分の利用というのはほとんど上昇しておる状況にあるというふうに聞いております。これは今、教育長からお話があったように、学校でのいろんな読書の普及活動の影響で、小さいころの原体験がやはり大人になっても影響してくる、あるいは昨今のＩＴ化、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、画面の

ものから本に対する回帰という部分も大人の中にはあって、上手に利用されているのではないかなあというふうに思います。この部分をしっかりとサポートしていく部分で図書司書というものが大きな役割を果たすと思いますが、現状、臨時もかなりおるわけでありませうけれども、こういった特殊技能を持った者に対してしっかりとサポートをし、タルイピアの運営をしっかりと管理、発展させていくことが大事かというふうに思います。

あわせて、今学校がやっておる朝読書というものは、私が小学校のころはなかったと思えますけれども、今の子供たちがそうやって取り組むことによって、原体験にそういうものがあるということ、やはり大人になってからいい形であらわれてくるんではないかなあ。あわせて教育の話になりますけれども、私が町長になったときに、子供たちに何とかあいさつというものをしつかりしてほしい、強制ではなく自発的にできる体制をとるようなことを先生方をお願いしたことがあります。それが徐々に実現されてきておる姿に大変うれいものを感じております。

今後とも、また読書等を通じて、あるいは教育を通じて、子供たちが健やかに育っていくことを強く望んでおります。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づき一般質問を始めたいと存じます。

問うてまいりますのは、第五次総合計画の達成度、進捗状況と、安心・安全のまちづくりについてであります。

二十二年度も中盤を迎え、さまざまな事業が展開されております。

す。そこで、第五次総合計画全体においてはどの程度達成されているのかを、まず最初にお尋ねしておきたいと存じます。

続いて、まちづくりの柱一の安心・安全のまちづくりについて、特に注目をして問うてまいりたいと存じます。

この安心・安全に着眼したのは、やはり安心・安全の施策がなし遂げられる、これこそがすべての施策へとつながっていると思っておりますので、それぞれの柱についても問うてまいりたいのですが、今回は、あえて柱一に傾注させていただきます。

さて、お示しをいただいております実施計画、「こんなまちを目指します」とさまざま掲げられ、取り組み内容も示されております。中でも、住民を安心・安全に守るための施策、公共施設の耐震化については、耐震化率（指定避難所）となっておりますが、それぞれパーセンテージで示されております。そこで、これより数点お尋ねをさせていただきます。

指定避難所以外も含めて、町内全体では、公共施設の耐震化率について現在何%であるのか。具体的には何棟あって、何棟耐震化されているのか。

総務省より示された頑張る地方応援プログラムのプロジェクト、これでは、公共施設の耐震補強、平成十九年七施設、平成二十年五施設、平成二十一年五施設、また公共施設の耐震診断として、府中、岩手保育園、中央公民館、老人福祉センター、南体育館、朝倉体育館、文化会館、そのほか十施設等となっておりますが、取り組まれた成果はどのようであったのか。また、今後の耐震調査、診断、改修等の計画と、その具体的な情報公開はされるのでしょうか。また、耐震改修等には莫大な費用が予想されますが、

すべてを整備した場合の予想額は算出されているのか。また、来年度からの国等の補助金の見通しはどのようであるのか、お尋ねをいたします。

続いて、先日九月一日は防災の日として、また、八月二十九日には防災訓練が行われ、町民皆様を初め、私自身も防災に対する意識の高まりにつながったと感じております。そこで、本庁舎についてであります。まちづくりの拠点として、また、災害発生時の拠点となる庁舎については、幾度となく問うてきた経過がございます。

中川町長、現在の庁舎は安心・安全とは決して言いがたい状況下にあることは認識しておられますね。現在、連絡体制は整っていると承知はしておりますが、建物に関しては、なかなか方向が定まらないためか、今回の補正でも災害対策用の水銀灯の設置など、いわゆるちょこちょこ改修にとどまっていると感じます。大勢の方が集まる場所でもありますので、本来は、どのような場合でも、より一層迅速な対応ができるよう、建物を含め防災体制の構築が急務であると御提言申し上げます。

一方、近隣の自治体を見ますと、揖斐川町におかれましては防災センターを兼ね備えた新庁舎を整備され、その体制づくりをされたとのことで、万が一の発生時には大いにその役割が期待されるところでございます。

そこで、これよりお尋ねをいたします。庁舎整備に関し、現段階ではどのようなお考えがあるのか。また、どの段階で具体的な方向を示されるのか。あわせて、御高齢の方や障がいを持たれた方への配慮のある庁舎にするにはどのような対処をされるのか、

また、バリアフリー化が進んでいない庁内施設において、そういった災害弱者の方の避難所の確保、または周知徹底はされているのかをお尋ねいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

五次総の進捗につきましては、担当の方から細かい数字等を出させていただけますので、私の方からは、特に後段の部分、庁舎の問題、それから災害弱者のことでございますけれども、少しお答えをさせていただけたらというふうに思えます。

庁舎の問題に関しましては、つい最近も御質問があつて、お答えをさせていただいたと思えます。まさにそのとおりで、状況が変わつておるわけではございません。やっと財源となる基金の積み立ても始まったところでありまして、揖斐川町が庁舎を建て直されましたけれども、やはり何十億円とかかる事業でございます。そういったものに、今ほかにいろいろな財政の投入という部分がある中で、どう対応していくかというのがやはり非常に悩ましい問題でございます。

一方で、前にもお話をしましたように、庁舎を現庁舎で建て直すのか、あるいは移転するのかと。これは、やはりどちらかの条件をお示した上で、こういった形でここに建てます、こういった形でここに建て直します、そういったものを示した上で、町としてはこちらの方向で考えておりますということをお示しする考案でありますけれども、まだそこまで具体的に話が進んでいる段

階ではございません。いましばらく時間をいただきたいと思いますが、何とか方向性は示していきたいというふうに思いますが、まず皆さんにその情報をお示しするのが真っ先に第一義であるというふうに思っております。

障がい者の方に関しましては、障がい者の支援マップというものが必要になってくるわけでありまして、これにつきましては、避難支援プランというようなものも作成していかねばいけないと思えます。垂井町では、まだこれを作成しておりませんので、今後、何とか早くこの避難支援プランというものをつくり、その中で支援マップ等も作成を図っていききたい。また一方では、行政に先立ちまして、先ほども少しお話をしました各地区でのささえあい連絡会というのが動いておりますけれども、その中では、お隣近所同士の中での要援護者の確認、要支援マップというものもつくられております。こういった部分とも連携をしながら、行政としても手を出していく必要があるというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

なお、庁舎のバリアフリーに関しましては、一階で総合窓口を展開しておりますが、二階にも建設課、総務課、企画調整課等がございます。上がれない足元の悪い方には、声をかけていただければ、二階からおりてきて対応するということも可能で、そういう対応もしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

現状では、やはり財政的に、先ほど「ちょこちょこ直し」というようなお話がございましたけれども、すぐに建物を建て直すとか、出ていくという話ではないので、やはり現状でこの建物を少

しでも使いやすい状況にしていく、災害に対して使いやすい状況にしていくということが必要かと思っておりますので、そういった対応をさせていただきました。なお、仮に大地震によって本庁舎が倒壊した場合は、二次本部として文化会館等が序列として決められております。そういった形の中での対応も十分に検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 三番議員の御質問にお答えをいたします。

五次総合計画の進捗状況についてのお尋ねでございます。

第一点目でございます。全体でどのぐらい達成されておられるのかというお尋ねでございますが、実施計画におきまして、各施策ごとに活動指標を掲げまして、その達成度合いを毎年管理いたしております。

基本計画におけます二十四年度目標値に対します二十一年度の達成度合いにつきましては、ただいま各課に集計をお願いしているところでございます。昨年度と同様、取りまとめ次第御提示をしたい、そのように考えておりますので、よろしく願います。なお、今後につきましては、行政評価を踏まえた実施計画の策定に取り組み、また目標達成に向け、施策の執行管理を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

それから、二つ目の指定避難所以外も含めて町内全体で公共施設の耐震化は何%なのかというお尋ねでございます。

平成二十一年度末現在におきまして、七〇・三%でございます。具体的には、百四十五棟中百二棟が耐震化されております。ただし、五十六年度以降の建物につきましては、耐震化がされているものと判断し、カウントいたしておりますので、その点だけお含みをお願いしたいと思います。

それから、三つ目の総務省より提示された地方応援プログラムのプロジェクトの成果関係のお尋ねでございます。

まず初めに、頑張る地方応援プログラムの目的について触れたいと思いますが、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトをみずから考え、また前向きに取り組む地方公共団体に対しまして地方交付税等の支援措置を講ずると、そういった目的のものに制度化されたものでございます。

町のホームページでも公開しておりますとおり、取り組みのプロジェクト名を住民主体の災害に強いまちづくり事業といたしまして、総務省が言うところの基本的な施策分野、十一ございますが、その分類から安心・安全なまちづくりプロジェクトと、そういったプロジェクトを垂井町は選定をいたし、平成十九年度から二十一年度までの三カ年において事業展開したところでございます。

取り組みました事業の概要でございますが、自主防災組織の組織化と、これもホームページにも掲載してあるとおりでございますが、防災体制の確立のため、防災資機材の購入補助事業や、あるいは防災用の備蓄用品の整備事業を実施いたしました。総事業費にいたしまして七千八万四千元でございます。これは予算ペー

スでございますので、その点だけ御留意願いたいと思います。

それから、平成十九年、二十年度に策定いたしました地震ハザードマップ、あるいは洪水ハザードマップ作成事業に一千百万円を、また、一般建築物の耐震化促進事業に一千五十九万五千円、それからまた、公共施設の耐震診断事業では、先ほど議員も一部触れられていただきましたが、府中、岩手保育園を初め、中央公民館、老人福祉センター、あるいは南体育館、農村婦人の家、河原道町営住宅二棟などの施設について、総事業費にいたしまして一千四百五万八千円の事業を実施したところでございます。

そのほか、公共施設の耐震補強事業にありましては、北中学校、宮代小学校体育館及び垂井小学校の大規模改造事業など、合計にいたしまして六億六千七百万円を実施してまいったところでございます。

以上、三力年の総事業費にいたしまして七億七千二百八十三万七千円の事業を実施いたしました。

それから四点目でございます。

今後の耐震調査診断等の見通し、あるいはすべて整備した場合の予想額はどうかといったお尋ねでございますが、耐震化の見通しでございますが、府中小学校校舎の東、それから不破中学校南舎の東と体育館、それから北中学校の技術棟などを予定しております。

また、調査診断につきましては、避難所として指定いたしております施設はすべて終了しておりますが、改修計画に当たりましては、財源等を考慮し、今後検討していく必要があると、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、すべて整備した場合の額につきましてのお尋ねでございますが、現時点においては算出をいたしておりません。と言いますのも、幼保一元化等に係ります施設のあり方一つをとっても、国の動向、あるいは補助金などについては甚だ不透明なところがございまして、いまだ定かではございません。したがって、そうした動向も見定めた上で対応することが必要であると考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 三番木村千秋君。

〔木村千秋君登壇〕

三番（木村千秋君） 御答弁の方、ありがとうございます。

町長の御答弁がちょっと期待外れでしたので、私がやっておりますツイッターでちょっとつぶやかないかなあと思っております。ところですけれども、再度お尋ねをこれからしていきますので、順番がちょっと前後しますが、申しわけございません。

災害弱者の方を持つ御家庭の方に関してですけれども、避難所に関して不安であるとおっしゃってみえましたので、今後、周知など徹底されたいと思っております。それに関しては御努力いただきたいなと思っております。

達成度に関しましてですけれども、プロジェクトについて、今課長さんから御答弁があつたんですが、この事業費で成果を見ればよいとのことでしょうか。このプロジェクトだけでも七億円強とのことで、今後のいろんな耐震化に関しては費用負担は想定しておらんということですので、やっぱり七億円強もということなので、こういう過去のいろんな事例から見て想定しておくのがべ

ストじゃないかなあと思っておりますので、よろしく願いましたと思います。

さて、なかなか方向性の見えてこない庁舎問題ですけれども、これに関して再度御質問を数点させていただきたいと思えます。

実施計画には、消防庁舎の耐震化も盛り込まれておりますように、庁舎のみならず、町内各施設耐震化への認識がありながら整備がおくれていたでは済まされないことが出てくるように思えます。先ほどパーセンテージは相当高かったんですけれども、五十六年度のものを含めてということでしたので、やはりそういった部分もきめ細かに見ていく必要があるんじゃないかなあと思っております。それで、庁舎に関しては、もう何度も申し上げておりますが、拠点で本部です。特に庁舎建設基金の関係もお話にありますが、切り離してはいけない部分だと思っておりますので、安心・安全に関しての万全を期しておかなければならないと、最も優先度が高い施設だなあと、この庁舎に関しましては思っておりますので、先ほど町長の答弁で、具体的に進んでいないですとか、情報をお示しするのが第一とかいろいろ言われておりましたけれども、この時期でまだ明確な御回答がないというのは、本当に不安に感じますね。

先ほどの補助金の見直しなど、考慮されているいろいろお話ししましたけれども、防災対策等で、いつに、どのように、どのぐらいのものをと整備の方向をお示しになったらいかがでしょうか。再度お尋ねいたします。

もはや、いつもおなじみの御答弁・御回答なんですけれども、前向きに検討しますとか言っております時代・時期ではないように思

いますね。そろそろやりますというような決断の時期ではなからうかと思っております。再度御質問させていただきたいと存じます。

それと、今議会にもお示しがありましたように、健全化比率等、とても健全であるという御報告が、そういう数値が出ていましたよね。前々から御提言申し上げてまいりましたけれども、反面、これは積極財政ではないともれます。税金を納めていただくばかりで、何もお返しのないという、取るだけ取る的部分が感じられますので、還元型を求めていきたいなあと思っております。住民皆様の安心・安全のためにおくらせることのできないことに還元なさったらいかがかなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

先ほどから何度も申しておりますように、人が多く集う場所ですので、まちづくりの拠点でもあります。複合的な機能をあわせ持つことですか、そういった周辺、先ほど申しました揖斐川町の例ですとか、いろいろと御考慮されて立派な庁舎にしていかれたらなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

町長の思いも大事ですよ。本当に私の思いだけではとかいろいろ言われますけれども、私はこう考えておる、町長としてこう思っておると、皆さんの意見を聞きながらこう思っておる、私はこういふふうで町長になっておる、仕事をさせていただいておるといふようなものもそろそろお示しいただかないかなと思っておりますので、今後、この庁舎、万が一の場合を含めてどうなさっていくおつもりか、いつの段階で、どんな規模のものだとか、どんな予算でとかというのをいつの段階で明確にお示しになるのかな

あと。改選期を迎えるに当たりますので、ここでお示しがたいというのはいわゆる公約に盛り込まれていくのかなあと。私はホームページをしょっちゅうチェックしてあるんですけれども、町長のあいさつで全力で取り組むと、まちづくりに関してそういった強い決意が書かれております。再度こういった取り組みに關しまして、町長のお考えを御確認させていただきたいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 三番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

かなり厳しい御意見だと思ひますけれども、税金を取るだけ取って還元してない、これは何を指しておっしゃっておるのかよくわかりません。我々は、行政需要にこたえてしっかりと対応しておるつもりでございます。その中で、将来に向かつての財源確保、あるいは施策としてやっていくということが大事でありまして、今ここで建物をすぐ建てないから行政需要にこたえていないということでは決してないというふうに思っております。

一方で、先ほどからお話ししておるように、この庁舎問題というのやはり大事な問題であります。それを今ここで一長一短、先ほどの道路の話ではありませんけれども、私はこう思ひますからこういきますというふうにはなかなかいかな問題がございます。というの、こういう条件で、きょうも海津市が庁舎の問題で二十何億円かかるというお話が出ておりました。果たしてそれをどう賄っていくのかという財政計画もしっかり立てなければいけない、あるいは庁舎をじゃあどうするのかと、そこら辺もまだ

具体的に煮詰めていない状況の中で、先に建て直します、出ていきますだけの話は、余計に不安をあおるだけの話ではないでしょうか。そこら辺をしっかりと踏まえた上で方向性を示していく、それが私の仕事であるというふうに認識をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

健全化比率につきましても、仕事をしていないということではなくて、やはり現状においてまだまだ余裕があるわけですが、当然にこれは起債を起こしていけばどんどんそれが減っていくという形で、将来に対しての支払いというものが発生するわけでありますけれども、これとても、町の全体を考えれば、やはり将来にわたってみんなで負担をしていくんだという考え方が一方にあるわけでありますので、一概に起債を起こすことが間違いであるということではないと思ひます。起債も起こしながら仕事をしなければいけません。先ほどの文化財の關係等もございまして、いろんなところにお金をこれからまだ使っていくかなければならないところがたくさんございます。そこら辺の優先順位をしっかりと見きわめながらやっていくのが大事な仕事であると認識しておりますので、よろしくお願ひをいたします。

災害弱者の關係につきましても、先ほど言ひましたように、当然に今計画といひますか、新プランをこれからつくっていくきますので、その中でしっかりと対応させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 一番目の問題ですが、水道事業の経営に当た

つては、需要が伸び悩む中、事務事業の見直しによる経常経費の削減や、経営の合理化についてという質問をいたします。

六月議会では、監査委員の報告書のまとめの中に抽象的な言葉で書いてありました。そうかといって、じゃあ、事務事業の見直しによる経常経費の削減とは、どのような事務事業のどういうことを見直していくかということをお聞きしたいと思います。そして、経常経費の削減は、幾ら上半期でできたのか。金額的にはどうやったとか、パーセンテージもお知らせ願いたいと思います。

それから、事務事業の見直しによる経営の合理化とは、どういうことを言っているのか。それを説明していただきたいのと、その経営の合理化によって経費の削減はどれぐらい金額的に安くなるのかと、そこを質問いたします。

二番目に、温泉スタンドについてであります。

三年半ばかり温泉スタンドがつくられてたちますが、産業課の方でお聞きしますと、利用率は悪いと。それから、冬期になりますと、あの水は約五度C前後にしかありませんと。そういう中で、二年前には温泉スタンドの活用について、表佐の温泉施設に持っていったらどうかということで、コンサルタントに約七十万円ばかり使いました。結果、あそこでは二十万円から三十万円ばかりの費用がかかるから、もうやらないんだと。じゃあ、温泉スタンドを使って温泉水の利用活用は、町長はどういうふうに考えているんだと。三年半もほかっておいて、これはゆゆしき問題だと思えますね。町民のお金が二千万円投入されておりますから、これは生きたお金の使い方ではないと思えますね、現在。だから、そういうことにならないために、町長は温泉水の活用はこうする

んだという答弁を求めたいと思います。

三番目ですが、基金の創設か、各基金を一つにまとめて柔軟な使い方をという質問をいたします。

垂井町は、古代から現在までいるんな史跡がたくさんあります。そして、天武天皇が建てられた宮処寺跡、場所的に言いますと、御所野交差点の道路の南の辺に宮処寺跡があったということが言われております。そうかといって発掘調査も垂井町はしてありませんし、何ら手をかけておりません。手をかけてやるということになれば、文化庁から半分の費用が出てきますので、あとの持ち出しは半分ということもありますし、それから、中世におきましては後光厳天皇が京都から逃れてみえまして、土岐頼康公が黒木御所をつくられたと。それは場所的には私もわかりませんが、どうも西保育園の東あたりかなあという思いがしておりますが、それもわかりません。だから、そういう発掘調査も基金がなければ何もできませんし、そういうことでやっていただきたいなど。

それから、漆原にありました、二年前にはあつたんですけれども、武家屋敷が一軒残っております。それが取り壊されて、今何もありません。それから、漆原住宅地区の西側に、岩手弾正がつくられたシラタマツバキの場所があるんですけど、それも枯れかかっておるそうです。そのシラタマツバキも六百年ほどたっております。そういうことを、本当からいえば教育委員会の中で文化財保護政策をしっかり練っておけば十分対応できた話なんです。予算もこういうことで基金があればそれを利用するとか、そういうことに当たったと思えますね。

それから、垂井町も一六〇二年に中山道垂井宿駅制度ができま

して、「中山道垂井宿界限」という小冊子を私つくってみただけですけど、結構中山道通りの中にはいろんな施設があります。あるんですけど、例えば本龍寺の中にある時雨庵、それから一八七七年亀丸屋さんの建物とか、それから金山さんのところの問屋場とか、そういうのがいまだに残っております。

やはり町並み整備をするのにもお金がかかりますし、垂井町だけでは持ち出しはできませんので、文化庁の方から補助金をもらいながら、きちんと中山道垂井宿町並み景観をきちんとやらないかなというふうに思っております。そういうことにおきまして、重要施設の土地の購入資金とか、国重文指定の建築物の修繕費用とか、そういうお金がかかりますので、私自身の考えを言わせていただければ、毎年一億円ぐらい、そういう形で使っていったらどうかなあというふうに思っておりますが、町としては基金の創設か、各基金を一つにまとめて柔軟な使い方をされる意思があるのかどうかをお聞きします。

それから四番目、美濃国府跡について質問をいたします。奈良時代には、不破の関の建物とか美濃国府、そしてその東には国分尼寺、そしてさらにその東には国分寺がありまして、ほぼ一直線上にこの施設があるということは、なかなか珍しい土地であるということをお聞きしたいと思います。

こういう「美濃国府跡」という冊子が町から発行されておりますけど、平成十八年一月十六日には美濃国府跡が国史跡になりました。そのときに、地権者に、職員が二人ほど行かれました、美濃国府についての国史跡の指定をとりたいたから協力をしてくださいということをお話をされ、職員が国指定になったら二年後ぐらい

にはこの土地は買っていただけるといってお話を地権者の人にしてみえるんですね。それは当然町長も聞いていると思うんですね。それを聞いておりながら、先般、同僚議員の人もそういうお話をされましたけど、この史跡を買うに当たって保存管理計画を作成し、文化庁に提出しなければなりません。その中で、国史跡の土地を購入する場合は四億五千万円かかるという説明でありました。それで、その中の八割、三億六千万円は国が持ち、あとの残りは町が負担しなければなりません。それはおよそ九千万円ほどかかりますが、保存管理計画を作成しながら、土地の購入資金、ことしから三千万円ずつ基金で積み立てなさいと私は言うべきであると、それで町もやるべきだというふうに思っております。それで三年のうちに九千万円のお金をつくっておいて、すぐかかれるような体制に持っていけないと、地権者の人は、国史跡になったからあの土地の上に建物を建てることもできませんし、第三者に買ってくれと言ったって、国史跡ですから安いんですよ、利用価値がありませんので。だから、そういうことを町職員も言っているんだし、執行側も十分把握しておると思いますので、そこから辺を、ことしから三千万円ずつ基金を積み立てて、二十四年度には九千万円のお金をつくるんだという考えはあるかどうかをお聞きします。

最後の質問、経費節減についてであります。

先ほど、前回の議員も言いましたが、垂井町の庁舎、それから消防署、それからクリーンセンター、それから斎場、そのほかに各地区の公民館、七施設ありますが、それを耐震のあるものにしていこうと思えますと結構なお金がかかってきます。だから、い

かに経費を少なくしてやっていくかというお話をしないといかん
なと思っておりますので、これからお話をしていきますが、我が
垂井町も下水道政策を進めてはや十数年になります。下水道事業
を進めてきた結果、平成二十一年度現在では、下水道事業の借金
が六十三億円あります。平成二十二年度の町税収入は約三十五億
円であります。国から来る地方交付税は十三億六千万円だったと
思いますが、私自身は実質収入が三十五億円で、借金が六十三億
円では余りにも多いと思います。一般家庭の家計に置きかえると
破産状態だと思っております。また、一般家計からいけば、金
融機関からお金は借りられません。

そこで、公共下水道つなぎ込み未接続施設、二〇一〇年四月一
日で、垂井町生きがいセンター四十一万七千円、供用開始は平成
十七年四月一日。それから、垂井町デイサービスセンター、百二
十二万一千円、これも平成十七年四月一日から供用開始しており
ます。垂井町保健センター、こちらの方は二百三十二万円かっ
ております。供用開始は平成十七年四月一日。それから、垂井駅
北側公衆トイレ、こちらが百六十九万九千円、平成十六年四月一
日に供用を開始しております。それから不破中学校、こちらが二
百六十万八千円、平成二十一年四月一日に供用を開始しておりま
す。それから河原道町管住宅第三棟、こちらは五十八万六千円、
供用開始は平成二十年四月一日。それから宮代公民館、百七十二
万二千円、平成二十年四月一日。それから、私もはつきりしてい
ないんですが、タルイピアセンターはまだつないでいないという
お話をちょっと聞きましたので、そちらの方は浄化槽清掃委託料
二百二十六万七千円、そこで行きますと、合計一千三百万円ほど

かかっております。これをつなげば水道料金の三倍を町も支払う
んですね。それで計算しますと、約二百万円ばかりで済むのでは
ないかなあという思いがあります。そうしますと、一千万円ば
かりのお金が余分に出るんですね。それをこのままずっとやっ
ていけば、十年やれば一億一千万円はどぶに捨てておるようなも
のなんですよ。だから、ここところは町長にお聞きしますが、
各施設の供用開始から速やかになぜ下水道につなげなかつたか。
また、平成二十二年度でつなぐのかがどうかをお聞きします。

以上で質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の御質問にお答えをさせていただきます。
きます。

私の方からは、温泉スタンドの件と、それから基金、美濃国府
に関してをお答えさせていただきます。経費削減等につきまして
は担当課の方から説明させていただきますのでよろしく願います。

まず、温泉スタンドでありますけれども、これは従来から申し
上げておりますように、この温泉スタンドそのものは、やはり源
泉の確保、要するに朽ち果てていくような状況にありましたので、
これを何とか維持をしつかりしていくような状況にありましたので、
まず温泉スタンドを確保したということでございます。そのため
に、予算では二千百万円ですが、実質は一千七、八百万円で工事
は終わっておると思えますけれども、そういうような形で当初は
させていただきました。ただ、この温泉スタンドを使って温泉を
有効に広げることが大々的ということではなくて、第一義的には

やはり源泉の維持ということを大きく考えたところでございます。

その後、今までもお話をしておりますように、私自身としましては、温泉水はつぶすのではなくて有効に活用したいという思いはございますが、町が経営主体となって施設をつくり運営していくことについては、どうかかなあという思いは持っております。したがって、今までもお示したように、既存の施設においてうまく利用できる場所がないかというように調査をして、予算づけをしたいところでございますが、やはりこういった経済不況の状況の中で三千万円近くをかけるのはいかなものかというところで、見送りをしておる状況でございます。決してもうそれをやめてしまったということではなくて、状況を見ておる状況でございますので、そこら辺だけは御理解をいただきたいというふうに思っています。

また、温泉水の利用に関しましては、いろんな企業が進出する際に、温泉施設でありますとか入浴施設の話もございます。そういったところに、この朝倉の温泉水を販売して、町民にその利益を還元するという方法も考えられます。現に今までも二、三回そういったお話がございました。ただ、成就是しておりますけれども、今後もしそういう話は出てくるものと思えます。そういったときに、この温泉水を有効に利用していくのも町民にとってプラスになる部分ではないかなあということをおもっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、基金と美濃国府につきましては、美濃国府の方から先に話をさせていただいた方が早いかなというふうに思いますけれども、前回の議会でもお話がありましたように、この保存管理

計画というものをつくらなければなりません。今これにやっと着手したところでございますが、これには専門分野の先生とかの御意見を伺いながら、歴史的な価値や周辺の自然環境、土地の利用状況などを調査し、十分な内容を持った計画を作成していかねばなりません。これによって、初めて国の方の補助等もついてくるということになるわけでございますので、この計画を進めていくということでございます。この計画がうまくいけば、国から八〇%、町が二〇%という割合で金額的にも一部出ておって、先ほど議員が九千万円というお話をされましたが、あくまで現在の試算では四億五千万円ほどの費用がかかるのではないかと、そのうちの町が二割を持つというお話でございますが、今の段階での試算でございますので、この数字がひとり歩きするのは非常に怖いところでございますけれども、八割、二割というのが現状での負担割合のベースであります。ただ、これも政権の交代によってどういふふうに変わっていくかというのもちょっと非常に怖いところもあるわけですが、基本的にはこれをベースに考えていきたいというふうに思っております。

そういった中で、仮に九千万円という形にしたときに、当然に単年度でこの用地買収を進めていくのは難しいというふうに思っております。当然何年かに分割するという形になったときに、一年に二千万円から三千万円ぐらいであるのなら、一般会計からの持ち出しも可能ではないかなあというふうにも思えます。ただ、もう一つ議員がおっしゃったように、基金を設けてやっていくのも一つの方法であると思いますが、基金に関しましては、先ほど述べられたようにいろんな施設がありますので、そういったもの

を含めての考え方になってくると思います。

ところで、この美濃国府跡につきましては、地権者の方に私も二、三人の方から直接お話を伺った経緯がございますけれども、計画等がおくられて、土地を持つておるだけで何とも動かせない、非常に困つておるといふ御意見をいただいて、まことに申しわけなく思つておりますが、やつとここに来まして、この保存計画をつくり、先に進んでいくという状況になってまいりました。いましばらく時間をいただいて、何とか地権者の皆様に報いていきたいと思つておりますので、よろしく御理解を賜りたいところでございます。

基金につきましては、今議員がおっしゃいましたように、垂井には本当にいろいろたくさんの手をかけていくべき宝物がたくさんございます。それにどう財源を充てていくかというのは非常に大きな問題かというふうに思いますが、やはりこれにも優先順位が当然出てくると思いますし、単に歴史文化の保存だけではなく、町の活性化にもつなげていく部分にもつなげてくるものであると思います。そういった中で、いろんな基金、死んでおるような基金もあるわけで、そこら辺を有効に使つていくということは非常にありがたい御提言かと思ひます。基金につきましては、やはり使用する目的等を明確にうたい込んだ形の基金がつくつておりますので、これをまず廃止して、有効に一つに集めて、それで文化財なら文化財、活性化なら活性化というような形のものにつくり直していく必要があります。そこら辺は、ぜひまた議会の皆様にも御相談をかけていかなければならない問題かというふうに思いますが、使われていない基金を有効に使うために一つにまとめ

てはどうかと、非常に貴重な御提言かと思ひます。前向きに検討をしっかりとさせていただきまますので、よろしく御意見をいたします。

議長（衣斐弘修君） 上下水道課長中島健司君。

〔上下水道課長中島健司君登壇〕

上下水道課長（中島健司君） 二番議員の水道事業に関する事務の見直しによる経常経費の削減についてと、経営の合理化についての御質問にお答えをさせていただきます。

水需要については、給水戸数が増加しているにもかかわらず、給水量が減少している状況にあります。これは節水意識の向上によるものと考えております。今後も給水量の減少に伴う収益の減収が予想されますが、一方、安全で安定した給水を確保するためには、施設の計画的な改修・更新をしていく必要があります。

水道事業はライフラインとして重要な役割を果たしているため、効率的な経営が必要と考えており、本年度、上下水道事業の組織の統合を行い、組織の合理化により職員二名削減を図つたところであります。また、水道の使用に係る料金の通知をお知らせ票に行つておりますが、十月から下水道に係る使用料の通知を追加させていただくこととしております。上下水道料金の通知方法を一元化することにより、事務の合理化を図り、経常経費の削減を図つていきます。

現在、計画的に事業を進めさせていただいております六次変更事業で、相川右岸地域につきましては、従来のポンプ加压方式から自然流下方式での排水方法に切りかえることによって、動力機等のランニングコストの削減を図つていくところであります。今

後は、相川左岸地域につきましても第一水源地の耐震化を図る中で、同様に排水方法の更新を検討し、一層の経常経費の削減を図っていききたいと考えております。

経常経費の削減は、幾ら上半期でできたかにつきましては、人件費で水道事業は年間一千二百万円ほどの削減になると試算しているところであります。上下水道の使用料金の通知の一元化によりまして、郵送代等を削減し、下水道事業においても年間二百五十万円の削減が図れるものと考えております。

以上、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長永澤幸男君。

〔総務課長永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 二番議員の御質問の経費の削減の部分につきまして、実質収入が三十五億円で、下水道の借金が六十三億円、これは破産状態であるといった御指摘の件につきまして、住民の皆さんに不安といいますが、誤解された認識を持っていただかないよう、財政所管でございます私の方から少し答弁をさせていただきます。

議員が申されておりました地方公共団体の会計につきましては、当然のことながら仕組みは一般家庭の会計とは違います。そもそも地方債といえますのは、地方公共団体が財政上必要とする資金でございますが、これを外部から調達することによりまして、負担する債務であるわけでございます。その履行が一会計年度を超えて行われるものを地方債と言っておるわけでございますが、都市基盤整備事業や公共施設の建設事業など、単年度に多額の財源を必要とする事業につきまして、地方債の発行により所要の資金

を調達することによりまして、事業の円滑化を図るものでございます。

片方におきましては、事業に係る財政負担を将来にわたってサービスを受けることとなります後世代の住民の皆さん、それと、現世代の住民の皆さんとの間で財政負担を分かち合うといった意味も、その地方債の中に含まれております。こういった地方債の制度につきましては、地方財政法におきまして、財政運営上の一つの規定として設けられておるわけでございます。しかしながら、一般会計等から負担をいたします元利償還金等の比率が高くなつてまいりました場合につきましては、チェックがかかる仕組みになつておりまして、当然に破産状態になる前には、こういったチェックが出てくるものとなつておるところでございます。

さて、下水道事業を含めました当町の財政の健全化についてでございますが、第一日目の会議で、平成二十一年度の財政健全化判断比率等の指標をお示しさせていただいたところでございます。御存じのように、当町の早期健全化基準、これは将来負担比率についてでございますけれども、この基準が三五〇%という数字でございます。それに対しまして五六%といった指標の数値でございます。したがいまして、そういった比率を見ましても、現在、財政運営上につきまして課題はございますが、財政の状況につきましては健全であると判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 二番議員の御質問の、第五点目の経費

節減の中の下水道へのつなぎ込みについてお答えをいたします。

し尿等の処理業務は、市町村の固有事務となっておりまして、直営または業者への委託許可により実施されてきております。

昭和五十年五月に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法が制定されました。これは下水道の整備等により、一般廃棄物処理業、ここではし尿処理業者及び浄化槽清掃業者でございますが、これらの方が受ける影響を緩和しながら、経営の近代化を推進することなどにより業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理を行っていくという法律でございます。今後、この法律の趣旨を十分に参酌しながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十六分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時十五分）

引き続き一般質問を行います。二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 再質問をさせていただきます。

町長にお聞きしますけど、温泉スタンドをつくったのは源泉の維持だという答弁がありました。源泉の維持というのは、僕は前々までタイマーをつけて、午前中二時間、昼から二時間、それだけやれば維持はできておったと思いますね。何も一千七百万円から一千八百万円使う必要はなかったと思います。これは、やっぱり町民のお金ですし、執行側としては本当に熟慮の上でやらな

いと、無駄なお金になると思うんですね。町長、この温泉スタンドについては反省しているのか、今のスタンドがベターなのかお聞きします。

それから、三番目の基金の創設か、各基金を一つにまとめて柔軟な使い方をという中で、今、国道二十一号のエネオスの東側、一軒家を壊されましたが、あそこら辺が宮処寺跡という話を聞いておるんですが、ちょうど壊されたんだから、そこら辺の発掘調査をする考えがあるのかないのか。文化財の保護という観点からいけば、当然必要だというふうに私自身は思いますが、そこら辺は教育委員会がかかわっておる問題ですから、教育長に答弁をお願いします。

それから、美濃国府跡についての再質問ですが、先ほど質問の答弁が返ってきましたけど、その答弁の中で、保存管理計画をつくらないことにはお金が出ないんだというふうな、私自身は解釈をいたしました。そうすると、先ほどパンフレットを見せましたように、平成十八年に国史跡になって四年間ほったらかしなんですよね。前回の六月、同僚議員がそこら辺の話をされたときに慌てて、じゃあどうしようかという話になったそうですね。それで、じゃあどうしようかという話になっておると。その職員の人が国史跡になれば二年以内で買っていただけるだろうという話なら、もっと早い段階で保存計画案をつくってやらないと、時間が経たかかってもおくれっていくばつかなんですよね。地権者は、職員の話信じて印鑑を押したんですから、やはり執行側もそこら辺を謙虚に考えてやってもらわないと、これは、今後そういう話があった場合に、垂井町さん何もやってくれないよと、協力できませ

んよというお話になりますので、私は地権者から一刻も早く買える方法があれば買ってあげたいというふうに思っておりますが、速やかに買える方法があるかどうか、そこをお聞きします。

それから、経費節減ですが、いろいろ総務課長、住民課長から答弁いただきましたが、議長、ここに、こういう質問を書いてあるんですね。その質問の中で答弁がないんですね。あなたも聞かれておったと思いますが、全然答弁がないんですね。これは一回目の質問ということで再度、いつつなぐのかということをお聞きします。じゃあ再質問を終わります。

議長（衣斐弘修君） 生涯学習課長多賀清隆君。

〔生涯学習課長多賀清隆君登壇〕

生涯学習課長（多賀清隆君） 二番議員の再質問の中の宮処寺の扱いについてでございますが、一般的に埋蔵文化財の発掘調査では、埋もれた遺構と遺物の存在及びその相互関係を明らかにし、地域における歴史的意義の把握が求められるものでございます。

そこで、国道二十一号拡張工事に係ります宮処寺の取り扱いについてでございますが、過去から遺跡があるとされているところにつきましては、道路改良工事等の場合につきまして発掘調査を行っていくといったようなことが基本になるわけでございますが、今回の国道の拡張予定箇所につきまして、宮処寺跡の関係につきましては、県の指定史跡部分でございます。また、町として遺跡の包蔵地がかかっている部分と二つに分かれておりますが、いずれにいたしましても、遺跡包蔵地で指定地以外の部分の工事につきましては、文化財保護法で試掘調査が必要になると言われております。国道事業については、県の文化財保護センターが

中心となつてまいります。こういったことから、県の教育委員会と県の土木との関係におきましてそれぞれ判断をされ、協議されるものと思っております。

以上、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 副町長若山隆史君。

〔副町長若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 二番議員の再質問の中の一番最後、経費節減についての御質問で、第一回目の質問に対して答弁がなされていないということでございます。

その質問の中で、いつつなぐのかということでございます。このことにつきましては、下水道法が片やにございます。こちらの法律に基づきまして下水道工事が完了した後、住民の皆様方に接続についてのお願いをしてきておるのが実情でございます。

もう一方、片やには、先ほど住民課長も申しましたが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法というのがございます。こちらにつきましては、一般廃棄物処理業者の皆様方が、そのつなぎ込みを行うことよって著しい影響を緩和して経営の安定、合理化を資する必要があるというような目的で、これは市町村に課せられております。この両方の法律に基づきましてよく分析しますと、相矛盾するような話ではございませんけれども、そういった法律を遵守する立場にございます私どもにおきましては、こちらに御質問のとおり各施設を早速つないで経費節減という形の方法もございますが、一方で、この特別措置法を遵守するに当たっては、やはり業者の経営の安定化、それから何回も言いますけれども、著しい影響を緩和する策を講じ

ることが市町村に求められておるといふような状況下で、経費節減をとらえてつなぎ込みをしていくという状況に現在ございませぬ。しっかりと見通しをし、これを取り組む必要があるというふうな思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうで、答弁にかえさせていただきますと思います。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再質問の中で、温泉スタンドと国府に關しての御質問にお答えをしたいと思ひます。

まず、源泉の確保が第一というお話をさせていただきます。

そして、なおかつうまく使つていけるといふか、ただ単に垂れ流しではなくて、いい環境で使えるようなという形の中の温泉スタンドという計画をしたところでございます。単なるオン・オフの一つの方法としてあるかと思ひますけれども、よりよい状況の中で管理をし、使う方にもいい状況でという思いの中の温泉スタンドの選択であつたと、私は理解をしております。ですから、やつてしまったことに反省をしておるかということではなくて、私は今の状況の中では、これをさらにどう使つていくかと、今後の利用方法にかかつてくるものというふうに思ひます。その中で、先ほど言いましたように、企業等進出があれば、あのスタンドからうまく使つて排出することもできるということもありますので、そういった部分での利用を考えていきたいというふうに考えております。

それから、国府に關しましては、先ほど申しましたが、本当に時間がかかり過ぎて申しわけございませんが、前回の質問があ

つて動いたわけではなくて、昨年度に、実はもう国府に關するシンポジウム等を行つております。その中で、大学の講師等にも来ていただく中で、垂井の府中、国府跡の活用というものを検討していく中で、保存管理計画というのをこれからつくつていかなければならないという方向に立つたところでございます。

速やかにということでございますけれども、やはり先ほどからお話が出ておるように、この保存管理計画に基づけば国からの現状では八割の補助が出るという中で、全部これを町費で賄うには非常に膨大な金額になりますので、こちら辺を踏まえた中で進めていきたいと。地権者の方には大変御迷惑をかけて申しわけございませんが、何とぞ御理解を賜りたいと思ひます。

二番（吉野誠君） 経費節減で初めて答弁がありましたので、再質問したいと思ひます。

議長（衣斐弘修君） 三回目ですので、簡潔にひとつ。

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今、副町長から、業者の経営の安定化というお話が出てきました。それもしかりだなというふうに思つております。

しかるに一方、垂井町の経営の安定化ということになりますと、毎年約一千万円ばかりつなげば助かるわけですね。それをどうするんだと。ただただ見通しをしてという話では、何の意味やらさっぱりわかりません。だから、業者の経営の安定化って言いや、行政側も経営の安定化を図らないかんのやという意味から申すつて、早く私はつなぐべきやというふうに思つております。だから、

見通しと言われたからって抽象過ぎて何を見通すんやと。レンコンを食べて穴を見たかつてさっぱりわかりませんので、やはりそこを具体的に述べていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩をいたします。（午後一時三十一分）

議長（衣斐弘修君） 再開をいたします。（午後二時五分）

町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 二番議員の再々質問にお答えをさせていただきました。

下水道のつなぎ込みに関しましては、繰り返しになって、まことに恐縮でございますけれども、下水道法並びに下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、この二つの法の趣旨にのっとった形で適切に状況を把握しながら見通しを持ってつないでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 議長のお許しが出ましたので、通告に従って三点について質問したいと思います。

まず第一は、先生は疲れてはいないかということですが、

今に始まったことではないのですが、十時になっても十一時になっても学校に電気が明々となっているという状況が続いていま

す。異常としか言いようがありません。そんな遅くまで居残っている先生が、翌日、生徒・児童の前でじつくりとゆとりを持って対応することができるでしょうか。体力的にも精神的にも安定し、健康で生徒・児童の前で対応していただかなければ、いい指導はできないのではないかとこのふうに、そしてまた愛情も注げないのではないかとこのふうに心配になります。まして、問題を抱えた生徒・児童を持っている場合には、そういう子供に寄り添ってやるようなゆとりは持てないのではないかとこのふうに、あれやこれやと考えるわけですが。朝日新聞の七月十九日から二十三日に連載されました「いま、先生は」というレポートを見ますと、やはり教育の現場は想像以上に深刻な状況です。断っておきますが、垂井町の場合、子育ての問題で、例えば、地域の住民が学校支援のことを一生懸命やっていますし、学校の子供たちも、また、同時に、地域でボランティア活動もしているという、垂井町の場合は、非常に明るい面がありますけれども、しかし、もう少し中へ入って先生の状況を見ると、今言ったような状況があるわけです。朝日新聞が、そういうことでレポートを出したわけですね。

我が町内のある校長先生は、そのことについて、早く帰ってほしいと言ってもなかなか帰ってもらえない状況です。本当に心苦しいし、申しわけないと言っておられます。朝日新聞のこのレポートの中で、近年、学校は教育改革のうねりにさらされている。公立学校や教師への不信、学力低下、そんな流れを背にして、校長の権限強化、給与と連動する教員評価、免許更新制、免許更新制は御存じですね、大変な問題ですが、こういうふう矢継ぎ早に新しい制度が繰り返し出されました。息苦しさを感ずる教師も多い

と、こんなふうにはレポートしています。

こういう中で、さらに定年前に退職する教師がふえています。二〇〇七年度の調査では、小学校の先生は本来なら六十歳までなんですけど、五十三・二歳、中学校は五十・二歳、高等学校は五十一・六歳、特別支援学校の先生は五十一・三歳というふうに、この退職平均年齢がこんなふうの下がっておるわけですよ、驚くほどです。労働安全衛生体制が職場につくられないままに、朝早くから夜遅くまで働き続ける。さらに家にも持ち帰り、仕事で睡眠時間も十分とれなくなる。こういう状況なんです。じゃあ我が町はどうか。教育長初め、教育委員会としてこれをどうとらえているのか、実態をお聞きしたいと思います。

以下、お尋ねしたいと思います。十時、十一時まで勤務しなければならぬのはなぜなのか。どこに問題があるのかということが第一点です。難しいですけど。

二つ目、今、町内の学校で体の不調を訴えている先生はいるのかいないのか。おられれば、その実態はどうなのか。特に、病休などの先生の数は。

三つ目に、研究授業などの場合に当事者、すなわち授業をすることになる先生ですが、その先生は、年度初めに決まると思いますが、例えば指導案などを何度も書きかえさせられる、自分の意思で書きかえるのではなくて、書きかえさせられるという問題が、これは朝日新聞にも出ていましたけど、そんなことが重なって疲れ果ててしまっているというのをしばしば聞いたことがあります。実態は、垂井町の場合はどうなのか、ぜひこれは教育長さんに聞きたいと思います。

それから、これは一般的ですけど、今、垂井町の場合、調べればわかりますが、一人の先生が担任する生徒・児童数が三十人以上というケースは、いわゆる一学級定員四十人となっていますけど、実際はそんなふうではないと思いますけれども、しかし、三十人以上のケースがいまだにあると思います。町の場合はそれはどうなのか。

それから五つ目になりますが、九月七日にOECDが、いわゆる経済協力開発機構ですが、発表したデータ、加盟各国の教育に関する予算や政策などのデータによりますと、二〇〇七年のGDP（国内総生産）に占める教育機関に対する公的支出の割合は、OECD平均が四・八％に対して、日本は三・三％。比較可能な二十八カ国という、その中では最下位なんです。評論になるかわかりませんが、こういう結果を教育長はどう考えておられるのか。

最後になりますが、今、教育をめぐる状況はどの角度から見ても悲惨なほど深刻ですが、今後、我が垂井町における実態をしつかりと見詰めて、第五次総合計画にうたった「やさしさと活気あふれる快適環境都市」、また、人権教育という心の触れ合う豊かな人権尊重の町というのを目指していく場合に、実際の教育の場で具現していく努力をしなければならぬと思いますが、大変抽象的な言い方で申しわけないんですが、でも実態は、そういう状況が今全国にある。では我が垂井町はどうなのかということを考えながら、町長及び教育長の真摯なこれに対する御答弁をお願いしたいと思います。

また、先ほど言いました退職平均年齢ですが、垂井町の場合の

小・中学校の先生の場合はどうなのか、もしわかっておればお聞かせください。

大きい二つ目です。

まちづくりサポーターで、まちづくり基本条例の具現化は進むのかということです。

町を挙げて取り組んだ合併問題から既に七年以上たっています。自分たちの町は自分たちでというふうにして、町長初め心ある住民が意を決して進めてきたまちづくり、それが多くの皆さんの努力、特にまちづくり条例の策定委員会の努力によって、まちづくり基本条例に結実しました。

しかし、この条例が我が町にとって生きるか、あるいは絵にかいたもちになるかは、これが実際に施行される来年四月を待つのではない、今から三月までの取り組みいかにかかっていると思います。そこでお尋ねします。

第一に、七月の広報で募集されたまちづくりサポーターについて。一、メンバーは何人か。二、その構成は。この中に策定委員だった人は何人おられるのか。三番目、その取り組みの手順、またはスケジュールはどうなっているのか。具体的には、このサポーターはまちづくりセンターの役目を果たすための組織なのか。それから、いわゆるまちづくり審議会とかまちづくり協議会の立ち上げにも関与するのか。そういうことをお聞きしたいと思いません。

さらに、三番目にも関係しますけれども、ごみ減量化に向けた取り組みをいよいよ具体的に進めようとされていますけれども、住民と行政の協働の取り組み、すなわち条例の生きた姿を住民に

見てもらい、そして理解してもらい、これから始まるまちづくりの諸活動のスタートにしていくために、このサポーターはどういう位置にあるのか、お聞きしたいと思います。

大きい三番目です。

国民健康保険制度について、主として保険料、または保険税の負担軽減について問います。

国民の命と健康を守る医療保険制度、特にその土台となる国民保険制度の危機が深刻さを増しています。高過ぎる国保料、国保税や窓口負担をどうするか。国民の命にかかわる緊急の課題です。無保険者がふえ、高過ぎる窓口負担が受診を抑制、遮断しています。原則三割という窓口負担は世界に類を見ない重い負担であり、医療機関への敷居を高くし、早期治療の妨げになっています。高額医療費制度の限度額も高額です。病気にかかったら医療費が払えないのではないかという心配をして、不安を抱えている人が急速にふえています。失業率の高どまりが何年も続く中で、国保にも加入しない、加入できない無保険者がふえ、国民皆保険が崩壊の危機に瀕しています。医療の無保険は、あつてはならない貧困問題です。無保険者の実態調査を始め、早期に無保険者をなくすべきです。社会保障として、国保制度を確立する必要があります。国の緊急対策が求められています。この問題は、そういうふうにして国政の根本問題であり、私たち町としてはなかなか手のつけられない、つけにくい問題ですけれども、それでも我が垂井町自治体であってもできる限りの対策をとってほしいと、それが必要だと思えますが、そこで幾つか質問をいたします。

特に国保制度の町民負担の軽減に向けて、できる限りの努力を

約束してほしいと思いますが、一、被保険者一人当たりの国保税の調定額、年額について、二〇〇七年度から、今年度、二〇一〇年度は当初予算になります。幾らか。それから、各年度ごとの、県下に四十二市町村がありますが、その高額順位は垂井町は何番目なのか。そして、その国民保険税の中に内訳が三つあるわけですね。医療分と介護分と、それから後期高齢者支援分と三つに分かれておるんですが、まとめていくだけでなくて、その内訳の中で一体どうなっているのか。

大きい二つ目は、一般会計からの繰り入れはどこでも自治体で行われていきますけれども、特にその中で法定繰入金は幾らか。法定外の繰入金は幾らか。これも冒頭の大きい一番目と同じように、二〇〇七年から二〇一〇年までをお願いしたいと思います。

それから、国民医療保険の基金、これについても聞きたいと思っています。基金残高と当年度の繰入額。

それから、先ほどから何遍も繰り返しますが、いわゆる貧困格差が進む中で、特に減免措置の問題では災害時の問題や倒産や失業によって経済的に苦しくなった場合、こういう特殊な場合、それから町長が認めた場合などと、その減免の措置の内容がありませんけれども、特に国保税を払えなくなるか、あるいは極めて苦しい状況に陥っている人は、何割かしか払えないという人もいますでしょう。そういう人の世帯の状況をとらえて、どう対処しているのか。一つは、申請減免制度について申請減免件数はどのくらいなのか、件数というか人数になりますけど、世帯数ですか。それから、申請減免の総額はどれだけかということですね。

それから、払っていない場合は資格証明書を発行することにな

りますが、今までは垂井町は、そういうむごいことはしていませんが、今までは垂井町は、そういうむごいことはしていませんが、今はどうなのか。あるいは、短期保険者証の発行件数は。この両方について、障害者はどのくらいあるのか、あるいはひとり親の場合はどうなのか。両方ともそれは知らせてほしいと思います。

最後にですが、世帯主などが保険料を払えない場合に無保険者になるわけですが、これは国も考えて、たしか改正したと思えますけれども、改めて聞きます。特にその無保険者になった子供たち、高校生以下、できたら高校生以上でも働かない、働けない、仕事を持たない、いわゆる扶養家族というんでしょうか、そういう人たちに対する短期保険証を発行しているのかどうか。基本的には無保険者の高校生以下は、たしか無料になったと思いますが確認をしたいと思います。そういう意味で、全体の取り組みを通して担当課としては、国保税の滞納者の実態はどうなのか、まとめてもし御報告していただけたらお願いしたいと思います。

以上、三つの点、よろしくお願いたします。

議長（衣斐弘修君） 学校教育課長乾豊君。

〔学校教育課長乾豊君登壇〕

学校教育課長（乾豊君） 十二番議員の第一点目の先生は疲れていないかにつきまして、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、教員を取り巻いておりますさまざまな環境が、教員のストレスや多忙感につながっているという状況でございます。それだけに、教員が明るく元気に子供たちと向き合い、日々の教育活動の中で充実感とか達成感を感じながら、その能力を十分に発揮できる環境づくりが求められておるということでこ

ございます。

そこで、まず一点目でございますけれども、先生方が勤務時間を超えて仕事をしている理由でございますけれども、これは、子供たちが学校にいる昼間の時間帯には、特に先生は、子供についておりまして一緒に活動しております。そこで、ノートから子供の考えを読み取ったり、採点や授業の準備をしたり、そういうことをしておりますと、子供たちの下校となるわけでございます。中学校の部活動では、夏場の大会前など午後六時まで子供たちの指導をしておる現状でございます。

また、突発的な生徒指導上の問題が発生した場合、あるいは関係機関と連携を図ったり、家庭訪問や保護者と話し合いをするために夜遅くまで対応することもあるということでございます。

二つ目の教員の体の不調についてでございますけれども、これにつきましては、町内の多くの学校では、よりよく子供を育てるために使命感を持ち、笑顔で元気に教員が勤務をしております。そうした勤務ぶりが、町内の子供たちの笑顔につながっていると確信しておると思えます。

続きまして、三点目の研究授業の指導案についてでございます。この指導案の作成につきましては、授業者が一人でも作成をいたしますし、同時に校内組織でわかりやすくすることも大切にしております。これは、指導力向上のための貴重な研修の場と考えております。

それから四点目でございますが、児童・生徒数が三十人以上のケースについてでございます。町内の小・中学校では、百一学級のうち四十六学級が三十人以上となっております。

それから、五番目の教育機関に対します公的資金の割合についてということでございますが、これはOECD平均が四・八%に對しまして日本は三・三%で最下位という数字は、教育に携わっている者としたしましては非常に衝撃的なものでございます。改めて考えさせられるところでございますけれども、昨今、県や町の予算は非常に逼迫しておりますが、少しでも教育機関に対します公的資金の割合が増加することを願っております。

それから、最後でございます六点目でございますけれども、今後の垂井町について、第五次総合計画と人権教育についてでございますけれども、本町の学校教育は、人命と人権尊重の精神を基盤として人間性豊かな児童・生徒の育成を目指しております。特に豊かな心の育成を目指し、生命を重んじ、人権を尊重する教育を推進することを重点として位置づけております。豊かな人間性をはぐくむ教育を推進することが、他を思いやる心を持った子供たちの育成につながると考えております。これは議員も願っておりますように、人権尊重の取り組みになると考えております。また、議員の申されました心の触れ合う豊かな人権尊重の教育が、やさしさと活気あふれる快適環境都市の大切な要素であると考えております。

子供は、どの子もかけがえない存在であり、ほかにはないよさを持っている存在でございます。今後は、全教職員はもちろんのこと、各家庭、地域、職場と緊密な連携を図りながら、お互いの命をとうとび、心の触れ合う豊かな人権尊重の教育に努めてまいりたいと思えます。

それから、先ほど垂井町におけます退職者の年齢はということ

の御質問がございました。ほとんど定年まで六十歳まで働いておられるのが現状でございます。

以上でございます。御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 十二番議員の御質問にお答えをいたします。

大きい二つ目のまちづくりサポーターで基本条例の具現化は進むのかといった点について、御答弁させていただきたいと思いません。

一つ目の（一）でございますが、サポーターのメンバーは何人であったかというお尋ねでございます。

広報に募集いたしましたところ、八名の申し込みがございました。今月早々七日に、町長より委嘱を申し上げただけでございます。それから、そういった点で答弁とさせていただきます。

それから二つ目でございますが、そのメンバーに策定委員は何人いたのかというお尋ねでございます。

御職業等、自営業の方やら、それから会社員の方、それから定年退職された方など、いろいろいらっしやいまして、すべて男性の方でございます。うち策定委員の方は一名いらっしやいます。そういった点で、二点目の回答にさせていただきますかと思えます。

それから、三点目の活動取り組みの手順等についてのお尋ねでございます。

委嘱式を行った後に、引き続き、第一回目のサポーターズ会議を開催いたしました。今後の進め方等について協議をさせていただいたわけでございますが、サポーターの皆さんからは、私たちは支援という立場から事務局提案に対し提言をしていくんだと、そういった強い御発言の方も中にいらっしやいました。早々そういった御意見もございましたので、隔週に近いぐらいのペースでやるということになっております。明日十五日には、第二回目の会議を予定いたしております。

以降、条例の規則案、あるいはまちづくりセンターの構想案等をお示ししながら、住民参加によりますところの円滑な施行に向けた取り組みを今後進めていく考えでございますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと存じます。

それから、四つ目のセンターの役目を果たせるのかというお尋ねでございます。

まちづくりセンターにつきましては、住民が行うコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進する母体として町長が設置したものでございますし、またそういう予定でございます。センターにつきましては、サポーターの皆さんと協議をいたし、検討していくことから、その組織体制や運営等につきましては、今後一緒になって決めていく役割を担ってほしいなど、そのように考えておりますので御理解賜りたいと思えます。

それから、五つ目のまちづくり審議会やら協議会の立ち上げに關与されるのかというお尋ねでございますが、サポーターの役割の中の一つには、条例施行規則案への提言を規定いたしております。まちづくり協議会や審議会についての規則案等につきましては

も、今後検討をお願いしていきたいなど、そのように考えております。

なお、審議会や協議会等への直接的な立ち上げへの取り組みまでは予定をいたしておりません。しかしながら、まちづくりに思いを寄せる一員として協議会等への立ち上げに協力していただけるならばやぶさかでない、そのように思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、二つ目の 御質問でございます。

ごみ減量化等の諸活動のスタートに、サポーターはどういう位置づけになるのかというお尋ねでございます。

あくまでもサポーターの皆様には、条例の円滑な施行に向け、町が行うまちづくりを支援していただくために設置したものでございまして、現在、住民課で進めておりますごみ減量化の取り組みにつきましても、サポーターの皆さんの活動、それから協議を進めていく上で参考になるようなことがあれば、来年四月以降の取り組みに大いに参考、反映していただければと、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長桐山浩治君。

〔住民課長桐山浩治君登壇〕

住民課長（桐山浩治君） 十二番議員の御質問にお答えいたします。

第三点目の御質問の国民健康保険制度についてでございますが、まず一番目の被保険者一人当たりの国保税の調定額の年額と、各年度ごとの県下四十二市町村での高額順位でございますが、二〇

〇七年度は十一万一千五百七十三円で八位、二〇〇八年度は十二万八千八百六十五円で一位、二〇〇九年度は十一万五千三百九十円で十位、二〇一〇年度は十万二千四百十七円であり、また他町村の集計が出ておりませんので、順位の方は確定しておりません。次に、税の内訳で医療分、介護分、後期高齢者支援分に分けた場合の県下での順位でございますが、医療分につきましては、二〇〇七年度七位、二〇〇八年度一位、二〇〇九年度三位でございます。介護分につきましては、二〇〇七年度二十二位、二〇〇八年度二十五位、二〇〇九年度二十五位でございます。後期高齢者支援分につきましては、二〇〇八年度三十六位、二〇〇九年度三十六位でございます。

次に、一般会計からの繰入金でございますが、二〇〇七年度から二〇一〇年度までということでございますが、法定繰入金につきましては、二〇〇七年度が一億四千九十八万九千円、二〇〇八年度が一億一千七百六十二万七千円、二〇〇九年度が一億二千四百四十一万一千円、二〇一〇年度が一億二千三百八十三万五千円となっております。また、法定外繰入金につきましては、二〇〇七年度が四百五十二万六千円、二〇〇八年度が五百五十九万円、二〇〇九年度が七百五十一万九千円、二〇一〇年度が七百二十四万一千円となっております。

次に、国民健康保険基金の残高でございますが、平成二十二年三月三十一日現在、二億一千五百二十万八千四百七十円で、当年度繰入額は二十万二千円でございます。

次に、申請減免件数でございますけれども、これにつきましては、今年度三十二件、二百七十七万四千円となっておりますが、

これは、今年度から非自発的失業者に係ります減免制度が設けられたことにより大きく増加しているところでございます。

次に、二〇一〇年度七月一日現在の資格証明書の発行件数でございますけれども、これにつきましてはございません。

短期被保険者証は、百三十一件を発行しております。この中で、障害者、ひとり親の人数等は、ちよつと把握しておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、国保税の減免措置につきましては、生活困窮者につきましては条例で軽減措置を設けておりますし、これらに沿って行っておるところでございます。また、納税相談に応じる中で、個人の状況をつぶさに確認しながら分割納付などで対応しているところがございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、若年扶養世帯に対する短期被保険者証の発行につきましては、今年度から制度として保証しているところでありまして、この七月一日時点で、高校生以下の方、七十六人に対して短期被保険者証を発行しているところでございます。

次に、国保税の滞納者の実態でございますが、議員申されまして、次に、景気の低迷により国保被保険者の収入が減少していることもあり、滞納額を見ますと、平成二十年度で一億六千二百万円余りであったものが、平成二十一年度は一億八千万円と増加の傾向にあるところでございます。先ほどもお話ししましたとおり、個々の状況により納税相談を行いながら対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（衣斐弘修君） 十二番広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 御答弁ありがとうございます。

三つの項目に、それぞれ順番に再質問したいと思います。

こういう厳しい先生の勤務状況の中で、先ほど課長さんに、大変優等生の御答弁をいただいたんですけれども、本当に病休の先生はいないんですか、これが一つ。病気といっても、段々ですけどね。やっぱり勤務するのに子供の前ではとてもというふうな方、長期の場合もあるでしょうし、短期の場合もあると思いますが、それはどうかということですね。

それから、百一学級あるうち四十六学級が、今三十人以上だと言われますが、去年、おととしから始まりましたか、小学校二年生まで三十五人以下の学級にしたいということだとか、いわゆるチームティーチングというようなことで先生を教室に派遣してやるというようなことがありますか、その辺の対策は従前どおりでしょうか、具体的にもしわかかっておれば、そういう何と何のか、三十人以上の学級の子供を教える補助員という形でもあると思いますが、その辺の実態をぜひ、特に四十人以上の学級がどれだけかということ、さらに一遍聞きたいと思えます。

それから、研究指定をしたり、とにかく研究会をするのに、朝日新聞のレポートだけでなく私の聞く範囲でも、私も四十年間教員をやっておりますので、その辺は無関心ではおられませんのであれですが、やっぱり最近、とみに相互の協力といいましょるか、それが非常に少なくなっている。平たい言葉で言えば、水臭くなっているということなんです。今の課長さんの答弁では、そのことは一切ないみたいなお聞きしましたが、それでいいんでしょうかね。そういうふうにして、私たちは安心して

おればいいんでしょうか。

それから次、二つ目の問題ですが、まちづくりサポーターですが、女性が一人もいなくて大丈夫ですかね。男女共同参画社会基本法もあるし、この時代の中で、しかも垂井町は新しいまちづくりをしようとしているのに女性が一人も加わらないのでは、僕は言葉は悪いですが、いびつではないかと思えます。それは、募集する方に問題があったのか、応募する方に無関心があったのかということがありますね。その辺は今後どうされるのか、聞きたいと思えます。

さらに、今聞きましたら、町が行うまちづくりのいろんな提案を受けて、言葉は受けてではなかったかもわかりませんが、僕の受けとめようが悪かったかもわかりませんが、町が行うそういう諸施策を受けてサポートするというふうな姿勢のように思いますが、何度も言いますが、策定委員会の御努力の結果できたこの条例を、どう具体化していくかというのに、私の一番最初に突きつけた疑問、まちづくり基本条例の具現化は進むのかということについて大変疑義を感じますので、さらにこれからの考えを聞きたいと思えます。本当にこれでいいのかどうかね。

例えば、策定委員会十九人お見えになりましたが、その中にはもうここを去られました西副町長のすばらしい働きもありました。でも、策定委員会の多くは、私も何回か傍聴しましたが、本当に一生懸命でした。その人たちは、今後、全くそういうところに相談をする必要がないのか、あるいはそういう人たちを再募集かなんかの中で依頼をするような方向はないのか、いずれにしても、もう何遍も言いますが、いわゆる各地域に入れて意見交流会もし、

そして自分たちも自主学習をしてきて、本当にこれからというときに全く新しい八人のうち一人しか残っていない、新しい人でこれができるのかというのは、やっぱり疑問に思えます。その熱意さえ私は疑いたくなるということですが、その辺をしっかりと一遍答弁していただきたいと思えます。

次、三つ目、国民健康保険の問題ですが、大変状況が厳しいことは御報告の中でもわかります。今、皆さんも聞かれたでしょう。二〇〇七年が八位、八年が一位、九年が十位、四十二あるんですよ。いかに垂井町の保険税が高いかということがわかりますね。一位のときには引き下げました。努力していただいたんですが、また今後その辺を考えてもらいたいと思えますが、この保険税の高い理由は、やっぱり医療費なんですね。先ほど聞いておられますと、介護の分とそれから支援の分については、二十五位とか二十六位、三十六位というふうにまあまあなんですけど、医療費だけがべらぼうに高いんですね。この辺を、今後、来年度に向けてぜひ考慮してほしい。そして、できることならば、来年度さらに頑張つて、基金の取り崩しもありますが、そういうことも含めて、あるいは一般の会計からの繰入金もあります。私、全国で調べましたら、特に町村には少ないんですが、市の中ではこの一般会計からの繰り入れが非常に多いんですね。そして、カバールをしておるというところがあります。垂井町の場合、何とこのか、あんまり繰入金は使いたくないということかもわかりませんが、少なくとも今のところ一億以上あるわけですから、そう簡単にはどうやと言えませんが、しかし、さらに検討してほしい。やっぱり垂井町民が全県下の中で医療費が一位ではないにしても高い

ところにおつて、そこで苦しんでいるということをぜひ受けとめていただいてというふうに思います。

もし、これは町長にお聞きしたいんですが、そういうことで検討し、国保税の引き下げを目指して頑張るお言葉をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長（衣斐弘修君） 教育長渡辺眞悟君。

〔教育長渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 十二番議員の再質問にお答えさせていただきます。

一つ目、本当に体調不良の先生がいないか、その対策はということでございますが、厳密に申しますと、教職員は毎年健康診断を受検しております。その中で、日ごろから健康管理に気をつけていった方がよいというような教員やら、けがで休んでいる者、それから切迫流産で休んでいる者、数人まではいきませんが、現在そのような状況でございます。心配されます教職員の体の不調が起きないようにということに對しての対策でございますが、一つは、先ほど十二番議員が申されましたように、学級、それから学校で仕事をしているときの喜びや多少のつらさをお互いしゃべり合うという、そういうような時間を確保したり、それから、お互い気づいたら声をかけ合つと、そんなような関係を各校長中心につくってもらうようお願いしているところでございます。また、町の方から学校スクールアドバイザーを配置しておつていただいておりますので、直接、校長の許可等なくて携帯で電話して、すぐ話をしたいというような形で相談をできるような体制を整えている状況でございます。

二つ目の指導案に対する対策でございますが、現在把握しておりますところ、指導案を五回も十回も何回も何回も、いわゆる書き直しをさせられるということは聞いておりません。二回、三回を書くのは通常のことでございますが、誤字脱字も含めて相手にわかる文章を書くということでは通常でございます。その中で、できるだけ指導案の枚数も減らし、まず第一は、子供がいるときには子供につくと。そして、子供から教えてもらうところはたくさんあるだろうというスタンスで各校長に指導をしておりませんし、今後指導していききたいと思います。同時に、人は失敗をしながら少しずつ少しずつ高まっていくわけでございますので、従来どおり、若い先生が来たときに、多少はこれはどうかと思われるといふこともあるかもしれませんが、温かい目で見ていただければありがたいというふうに思っております。

それから、通常の定数以外の先生をどのように配置しているかということでございますが、現在、町費の個別支援講師を九名入れさせてもらっております。また、県から定数以外の教員を三名配置させてもらっております。これは町でいきますと、小学校五、六年生の外国語指導にかかわる講師、それから小・中の両方の学校へ勤務をいたしまして、英語の指導を充実させるための教員というふうな形で進めております。なお、小学校一、二年生で四十名ぎりぎりのところの学級は、今年度はございません。今後も、今申しましたような加配の先生方や町から入れさせてもらっております講師の力もお借りしまして、一人ひとりに応じた指導を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十二番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国保に関して保険料の引き下げというお話でございますが、かつても二年ほど引き続いて引き上げをして財源の確保を図ってきたところでございますが、やっと落ちついてきたというような状況の中で引き下げをさせていただきました。今も基金がある程度積み上がっておるといふような状況の中で、今後やはり、といつてすぐにこれは安定しているかという状況は、非常に不安な部分もございます。この辺をしっかりと見据えた中で十分に検討させていただきたいというふうに思っています。今、基金があるからすぐ安心だということではないという状況にも、十分御理解をいただきたいというふうに思います。

また、一方で滞納者がやはり、こうして景気が悪くなるとふえてくるというような状況の中で、国保はあくまでみんな支え合っている保険であるという観点からも、納税相談とか行っておるわけでありませうけれども、何とかここの辺を解消しつつ、みんな支える国民保険というものをつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長早野博文君。

〔企画調整課長早野博文君登壇〕
企画調整課長（早野博文君） 十二番議員の再質問にお答えをいたします。

一つ目の女性のサポーターが一人もいないが、今後どうしてい

くのかというお尋ねでございました。

第一回目のサポーターの会議でも、同様の御質問がございました。公募の際に年齢の階層別の募集をするべきじゃないかと、それから時間はとか、いろんな条件をつけて募集すれば多少の参画も得られたんじゃないかという御提言も会議の中でございました。しかしながら、私も、あえて条件をつけたことによる他方の偏り等も心配した部分もございます。いずれにしても、結果としてこうなったということでございますので、多少の工夫は必要であつたかもしれないが、今後の会議を開催する開催頻度等につきましても、いろいろ職業を持っていらっしゃる方、それから退職された方等々いろんな方々がいらつしやいますので、とりあえずは何も条件つけずの募集をさせていただいたというのが実情でございますので、御理解賜りたいと思います。

それから、二つ目の町の提案を受けて支援という形になると行政主導になりがちじゃないかというように、そういう趣旨の御質問だつたと思いますが、決してそういうふうにするならば公募もいたしませんので、そういうことは決してございません。あくまでも協働を進めるといふ考え方には変更がございませんので、そういうことで御理解賜りたいと思います。

それから、三点目の再募集、OBが一人しかいないが不安であるというふうなお話の御質問だつたと思いますが、私もいろんな方々の御意見をちょうだいしてまいりたいと、そういう姿勢にかわりはございません。むしろ前任の策定の方々にもう一度またお世話になって、ある方向に進むという嫌いも多少なりとも、そういうところが出てくる部分も注意しておるところでございます。

て、いろんな方々に広い幅で参画をしていただきたいという姿勢でございますので、そういったことで御理解を賜りたいと思えますし、会議の席上でもございましたが、今後においてのサポーターの追加募集といいますが、途中参画については可能かというお尋ねもその席上でございました。委員さんのお話からも、決してそんなことはやぶさかでないという満場の一致の御意見でございましたので、事務局としても何ら支障はございませんということで回答申し上げます。したがって、今後に参画したいという方は、どしどしというふうな事になっておりますので、そういったことで御理解賜りたいと思えます。

簡単でございますが、以上で答弁とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 十番丹羽豊次君。

〔丹羽豊次君登壇〕

十番（丹羽豊次君） 最後になりましたが、よろしく願いしたいと思えます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

答弁にいたしましては、町長の答弁で私は良といたしますので、その点よろしく願いたいと思えます。

スマートインターチェンジについては、名神高速道路養老サービスエリア地内を中心とし、計画、設置されると聞いておるわけでございます。この場所につきましては、垂井町の境界、栗原から南へおよそ二キロ内外、また大垣インターチェンジから関ヶ原インターチェンジまでが十四キロということで、その中間の七キロ地点

がこの養老サービスエリアになってようかと、このように思っております。

そんなようなことで、この近くには県道の垂井養老線、また町道があるわけでございますが、一部改良が必要になってくると、このように思っております。このインターチェンジの施設等につきましては、都市基盤の整備がどうしても必要かと思えますし、垂井町の発展、また物流拠点、観光等、るる欠かせないものがあるうかと、このように思っております。

今、このインターチェンジが養老町の方で計画、設置されようとしておるわけでございますが、私は関係の市町一帯で取り組んでいたとき、広域な形でどうしても進めていただきたいと、このように思うわけでございます。それにつきましては、同盟会の設置等々も必要かと思えますし、この近くには象鼻山の大橋架橋建設促進期成同盟会等々が実在しておるわけでございますが、これらの同盟会とも密にさせていただいて進めていただきたいなど、このように思っております。垂井町の南の玄関口でもございます南部の開発、また今、府中で計画されております企業用地、市之尾の離山、または岡田地区でございますが、これらの企業用地等にも弾みがついてくると、このように思っております。ぜひ、この施設を早急に使用できるようよろしく願いたいと思っております。

養老町に聞きますと、今現在、これらの事業につきましては、国交省、また河川局、またNEXCO中日本等々の協議も行われている最中と聞いております。町長の残された任期も、我々同様あと七カ月でございます。ぜひとも来期に向けられ、これらの事

業を早期完成するよう頑張っていただきたいと思いますが、町長、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思っております。

また、次でございますが、先般行われました中山道宿場会議垂井大会からでございます。

先日開催されました第二十四回の中山道宿場会議垂井大会におきましては、猛暑の中、関係者の皆さんには大変御苦労さんだったと、このように思っております。東京の板橋の宿からお隣の草津の宿まで二十六の宿の関係者が集まられております。そんな中でシンポジウムでございますが、町長は、地域の文化的資産を生かしたまちづくり、この中で垂井町の観光等々につきまして熱い語りをしておられます。垂井町の泉、また中山道からの電柱の排除等を語られたわけでございますが、私も同感しているわけでございます。垂井の泉の水というのは、垂井町の名前の起源でもあると思っております。それらの中で、裏清水等々、双方の水を利用した中で、私は今、休耕田に大豆等も多くつくられておるわけでございますが、この大豆を特産品に考えるということ、また先ほど垂井の泉の水、また裏清水の水等々につきましては、末広通りから役場前の都市下水へ流れていってしまっております。ぜひとも、これを中山道まで流路は違いますが引っ張っていただくことにより、町民の皆さんがゆとりを持っていただけるのではないかと、このようにも思っております。

また、中山道を生かした中での街路からの電柱の排除でございますが、これにつきましては、前々から町長も言っておられるわけでございますが、電柱を移動したいと言っておられます。ぜひとも、特定財源を見出しつつ、また、関係者の皆さんに十分説

明をした中、電柱をのけた中でのまちづくり等々のように考えておられるのか、具体的にお尋ねするものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 十番議員の御質問にお答えをさせていただきます。

スマートインターチェンジについてと、それから中山道宿場大会垂井大会についてということでございますが、まず養老のスマートインターチェンジにつきましてお答えをさせていただきます。

このスマートインターチェンジ構想は、もう何年も前から始まっておるんですが、昨年の平成二十一年二月から制度が一部改正されまして、それまで社会実験をした後に導入というような形がありましたけれども、いきなり社会実験なしに導入というような形になっておるといふふうに聞いております。養老の橋爪地内に養老のサービスエリアがあるわけでありませうけれども、このサービスエリアを使ってETCを使った出入り口をつくるというのがスマートインターチェンジ構想でございます。養老町においても鋭意取り組んでおられるというようにことを聞いておりますけれども、先般、養老町長にお会いしたときに少しお話を伺いましたところ、国交省の主導であったのが、現在はお話にもありません。NEXCO日本が主体というのか、そこと打ち合わせをしておるといふような状況であると。これによって、非常にハードルというのか、いろいろ条件が厳しくなっておりますというようにもおつ

しゃっておられました。

しかし、この養老のスマートインターチェンジ、垂井町にとりまして、今、先ほど議員がおっしゃいましたように、垂井町の南部にとつて大きな風穴があくことになりましたし、養老町にとりまして、上石津方面、あるいは南、海津市の方へ向かっていく大きな誘導口になるといふふうに思います。こういつたことを踏まえまして、ぜひ積極的にとり行つていただきたいという思いでございます。

象鼻山大橋（仮称）の架橋建設促進期成同盟会というのがございますが、これは養老町、大垣市、垂井町が加盟しております、今の橋爪のスマートインターチェンジよりやや西の方の牧田川に、計画では名神高速道路、牧田川を越えて長大橋をかけるという計画でございます。広瀬橋と多芸橋の間がほぼ渡る橋がないということ、この間にも橋をかけたいということでございますが、こちら辺も、このスマートインターチェンジの構想に大きく絡んでくるものというふうに思います。この牧田川を越える橋が完成することによってスマートインターチェンジの利用度はさらに飛躍的に上がるものという形の中で、ぜひ何とか実現に向けていきたいという思いは強いわけであり、これも、これ事業主体はやはり養老町ということになります。先ほど期成同盟会の話もございましたけれども、当面は養老町が主体となつて動いていくという形の中で、我々もぜひこの利便性を大いに共用したいという形でございますので、積極的に応援はしていきたいという思いでございますが、現在、養老町において、NEXCO中日本との協議も進んでおるといふような状況の中で、できるだけ、今のところ

は側面支援という形でありますけれども、何とか一緒になつてこのスマートインターチェンジ、それから象鼻山大橋というものの取り組みに積極的にかかわつていきたいという思いでございますので、また、その節はよろしく御理解と御協力をお願いいたします。

それから、中山道宿場会議垂井大会に寄せての思いでございます。岐阜県の古田観光局長、それから飛騨・美濃観光大使の勅使河原さんと私と三人でいろいろと御意見を発したわけであり、けれども、そのときにも、古田局長が担当されております岐阜の宝もの認定プロジェクトというのがございます。この中に中山道的美濃路の追分垂井宿というものを新たなじまんの原石として出すということについて御提言があつて、こちら辺の申請を今進めておるところでございます。これは手挙げ式でございますので、申請したところに対して調査が入つたという形になりますので、垂井宿といたしましても、この岐阜の宝もの認定プロジェクトに申請をして、じまんの原石の一つになつていきたいというところでございます。

また、泉に関しましては、勅使河原さんは旅の途中に甘いものが合うんだという話、また、古田局長は垂井の泉ということから、滴という形というものにもこだわつたらどうだというような提言もいただきました。この泉の特産品ということに関しては、垂井の洋菓子店さんが、昨年になりますけれども、軽井沢で宿場大会がありました。そのときにゼリー等、新たな商品を開発されて出されておるといふような形の中で、今後ともこういった形の応援はしていきたい。町においても、まちおこし特産品開発振興

事業等がありまして、予算の範囲の中で新しい商品の開発等には応援をしておるところでございます。こういったものを通じて、中山道の新たな魅力の発信になっていけばというようなことを思っております。

また一方で、電線の無電柱化のお話もさせていただきました。垂井町の中山道沿いに電線が走り回っておるわけでありましてけれども、軸を背景に考えたときに、線のない風景というのは素晴らしいものがあるのではないかなと。当然に、軸が最初走っていたところは電線なんかないわけで、その原風景というものも感じられると思いますし、昨今、無電柱化によって景観事業等が大幅に取り上げられておるところがございます。ただ、垂井の場合は、シンポジウムでもお話をしましたけれども、道筋がやや狭いので、普通は共同溝、穴を掘って電線を埋める工事をして無電柱化にしていくんでありますが、中山道の町筋の中では、それもちょっと難しいことがある。そういう場合に何をするかというと、軒裏配線とか裏配線というような形で電線を消すという手法がございます。こちら辺の成功例が岐阜の川原町、十八楼の近所、鵜飼の発着場の近辺でありますけれども、格子戸が残ったり、非常に風情のある趣のある町並みができ上がっております。こういったものを一つの参考としながら、まちづくり交付金というような事業もございます。国の事業費を少し使いながら、こういった事業を取り組み、町の活性化につなげていきたい。ただ、無電柱化をすれば中山道に客が来る、特産品をつくれれば客が来るというものではなくて、やはりシンポジウムでもお話をしましたけれども、そこに住む人がどうかかわっていくのか、街道に住む人はもちろんだ

けれども、垂井町全体の住民がこの中山道というものをどう考えるのか、垂井の文化財をどう考えるのか、そこに大きなかぎがあると思います。この意識の啓発に我々はしっかりと取り組まなければいけない。そして、商工会やいろんな業者の方の応援もしながら垂井の発信をしていくのが大事なことでないかなというふうに思っております。

さて、残すところ任期が七カ月、来期についてどう思うんだという御質問がございました。

きょうも、いろいろと御質問を他の議員からいただきました。緒についた案件、企業誘致とかまちづくり基本条例、あるいは環境のごみの分別の問題、あるいは幼保一元化の問題もあれば、これからしっかりと進めていかなければならない問題、きょうもいただきましたが庁舎の問題でありますとか、国道の問題とか、今の文化財の話、これらまだまだ解決しなければならぬ問題はたくさん山積みしております。一方で非常に財源が厳しい。そういった中で、どうまちづくりをしていくかということでございますけれども、私としては、今まで進めてきたこの方向性をさらに発展させつつ、住民の皆さんのさらに意見を伺いながらリーダーシップをしっかりと発揮できる、先ほど三番議員も公約にするのかというようなお話もございましたけれども、時期が来ればそういった形で御提示をさせていただき、新たなまちづくりをぜひやらせていただきたいと思います。

今まで、足かけ八年になりますけれども、町長として務めさせていただき、各地、各方面、各団体といるんなパイプをつくってまいりました。こういったパイプをしっかりと生かしながら、垂

井町の将来に向かってよりよい方向というものを示しながら、皆さんと一緒に、さらなる住みやすい、安全・安心な町をつくっていききたいという強い思いを持ってあるところでございます。あくまで住民の皆様の御理解を得ながらという話でございますけれども、何とかしつかりとやっていきたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（衣斐弘修君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後三時十四分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十二年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 小林敏美

議員 広瀬康

